

平成25年度予算要望に対する回答

(地域政党京都党京都市会議員団)

平成25年2月

京 都 市

目 次

	(No.)
■ 行財政改革	1
■ 産業振興	2 2
■ 福祉	2 6
■ 都市基盤	3 5
■ 教育	4 8
■ 被災地支援	5 2
■ 交通	5 3
■ 水道	5 5
■ 地域要望	5 8

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	1
要 望 内 容	回 答		
<p>■行財政改革</p> <p>1. 技能労務職の新規採用の凍結</p> <p>行政改革の流れに逆行する技能労務職の新規採用は行わないこと。</p>	<p>○ 技能労務職業務については、その必要性や業務執行体制、効果等をゼロベースで検証し、原則として、民間委託又は廃止することとしておりますが、ごみ収集業務及び道路河川等の維持管理業務については、公衆衛生や都市機能の維持の根幹に関わることから、必要最小限の体制を直轄業務として維持すべきであると判断しております。この2業務の今後の方向性については、市会の御意見を十分に伺ったうえで、検討を行ってまいります。</p> <p>○ また、技能労務職の採用については、「技能労務職への職員の採用の再開に関する決議」（平成24年3月27日決議）を重く受け止め、しっかりと検証を行い、市会に報告してまいります。</p>		

要 望 内 容

回 答

2. 二重行政の総点検の実施

府市は、二重行政の打破に向け、「府市行政協働パネル」を設置し、二重行政の検証を進め、動物愛護施設などにおいて成果を上げている。しかし、消防学校などの施設のみならず、排出権取引制度などの事業において二重行政が複数生じている。平成14年度に実施した「京都府・京都市の協調による効率的な行政を進めるための研究会」を参考としながら、例外なく全ての事業や施設において、二重行政の総点検を早急に実施すること。

- 京都府とは、平成14年度に設置した「京都府・京都市の協調による効率的な行政を進めるための研究会」において、類似施設・事業について洗い出しを行い、総合観光案内所の共同設置やスポーツ施設の予約システム一元化など、ハード・ソフト両面にわたり改善を図ってきました。
- その後も、平成20年度に「府市行政協働パネル」を設置し、地球温暖化対策条例の共同条例化や鴨川放置自転車撤去の一元化など、府市協調は大きく前進しました。
- 今後、法令等により府市の役割分担が明確に分かれているものも含め、全庁的な点検を行い、市民目線で役割分担や連携策を検討し、一層の効率的・効果的な行政の運営を図ってまいります。

要 望 内 容

回 答

3. 事業分類の徹底

京都市の全事業を例外なく分類し、廃止すべき事業や、民間で代用が可能な事業はすべて廃止し、民間に委託できる事業はすべて民間委託、嘱託・アルバイト・ボランティアで可能な事業はすべて市職員から変更すること。

- 本市においては、事務事業評価を実施し、行政として実施すべき事業であるか、最適な事業実施主体は何かなど、公民の役割分担や事務事業の成果について点検し、事務事業評価委員会による第三者評価における意見も踏まえ、事務事業の見直し等を進めております。
- また、これまでからも、増大する行政需要等に的確かつ円滑に対応するため、一般職員との適切な役割分担を踏まえながら、非常勤嘱託員等の任用等を行っております。
- 今後とも、高品質で満足度の高い市民サービスの提供及び効率的な事務事業の執行に努めてまいります。

平成 2 5 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	4
要 望 内 容	回 答		
<p>4. 実務レベルでの業務整理の実施</p> <p>道路占用業務と違反広告指導業務は実務レベルでは類似業務であるが、別々の部署で対応している。効率的な運用の観点から、業務統合を行うか、道路占用系の業務を屋外広告物指導へ業務委託を行うなど作業を集約し無駄を省くこと。また、同様の事例が他にも庁内にないか、再点検を実施すること。</p>	<p>○ 道路占用業務と違反広告物指導業務については、それぞれの許可基準が異なること、また、指導対象に異なるものが多数あることなどから、業務統合を行うことは困難です。しかしながら、双方の業務で指導対象となる物件については、事前に情報交換を行い、併せて指導を行うなど、効率的、効果的な業務遂行に努めてまいります。</p> <p>○ また、その他の業務についても、これまでから類似業務の統合や執行体制の見直しを進めてまいりましたが、引き続き、簡素で効率的な組織体制の整備に取り組んでまいります。</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	5
要 望 内 容	回 答		
<p>5. イベント・式典ガイドラインの作成</p> <p>式典・イベントにおいて全体として効率化が図られているとはまだまだ言い難い。廃止や統合も含め、抜本的な見直しを求める。また、ノウハウの共有を図るためにもガイドラインの作成や、政策目的を最も効率的に遂行するための開催基準作成を求める。事務事業評価の基準も適正化に向け、更なる取り組みを進めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 式典・イベントについては、各事業の目的がそれぞれ異なっているため、事業ごとに目標の達成度などを検証する方法が有効だと考えており、本市では、式典・イベントも含めた事業を対象に毎年度、事務事業評価を実施し、その評価結果をいかした予算編成を通じて事業の見直し・再構築を行っています。 ○ また、予算の執行段階においても、各局区等において、消耗品、委託の見直しや他団体との共催・連携による経費節減などの取組を行っています。 ○ 加えて、こうした経費節減の取組内容を、他の局区等においても参考にして、今後の予算編成、執行に活用できるよう、全庁で情報を共有する取組も行っています。 ○ 今後もこれらの取組を徹底し、最小の費用で最大の効果を得られるよう努めてまいります。 ○ 事務事業評価制度における評価指標の設定については、指標の選択の理由、目標値設定に係る考え方を明らかにし、また、事務事業評価委員会や事務事業サポーターによる点検及び助言を行い、毎年度、評価指標の見直しを進めております。 今後とも、事務事業を所管する各局と事務事業評価制度を統括する行財政局が連携しながら、評価の信頼性を高める取組を進めてまいります。 		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	6
要 望 内 容	回 答		
<p>6. 職員の評価制度導入</p> <p>職員に対する貢献目標の設定，管理職に対する成績主義が導入されたことは大きな前進である。これらの効果検証を踏まえ，全職員に対しても目標管理の給与反映を進めていくこと。</p>	<p>○ 平成 2 2 年度から，全職員を対象とした新たな人事評価制度を実施するとともに，課長級以上の職員については，平成 2 4 年度から，当該人事評価の結果を活用し，給与に反映させる制度を実施しているところであり，課長補佐級以下の職員についても，給与に反映させる制度を，平成 2 5 年度から導入してまいります。</p>		

平成 2 5 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	7
要 望 内 容	回 答		
<p>7. 職務怠慢職員の分限免職の実施</p> <p>分限処分における効果をしっかり発揮できるよう、懲戒基準に満たない職員の処分に留まることなく、職務怠慢職員の分限免職の実施を促進させ、不祥事を発生させない職場環境の構築に努めること。</p>	<p>○ 地方公務員法においては、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保のため、勤務実績が良くない職員及びその職に必要な適格性を欠く職員に対して、分限処分として免職及び降任を行うことができるとされております。</p> <p>本市においても、これらの職員に対する分限処分の基準、手続等に関し必要な事項を「京都市職員の分限処分の基準等に関する要綱」に定めており、これを厳格に運用し、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保に努めてまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成18年10月 「京都市職員の分限免職の基準等に関する要綱」制定</p> <p>平成24年10月 「京都市職員の分限免職の基準等に関する要綱」の対象職員について「勤務実績が良くない場合」を追加する旨の要綱改正（要綱の名称を「京都市職員の分限処分の基準等に関する要綱」と改正）</p>		

要 望 内 容

回 答

8. 人件費の抑制

人件費抑制は、極めて重要であり、事業分類の徹底を軸に職員数の削減を進めることに加えて、手当や給与表の見直しを検討し、総額抑制に努めること。定員については、部門別計画を掲げ鋭意取り組まれているが、技能労務職の委託が50%に留まっていることや地下鉄の駅職員の定員見直しなど、縮小を検討できる部分が多分に見受けられる。再度検証し、より一層の縮減に努めること。尚、給与の一律カットは就業意欲を低下させる一因となることから安易に実施しないこと。

- 職員数の適正化については、市民の安心・安全な生活を支え、将来にわたり必要な施策・事業を実施できるよう、持続可能かつ機動的な財政運営を確立するため、「はばたけ未来へ！京プラン」実施計画に掲げる部門別定員管理計画に基づき、今後も着実に進めてまいります。
- 部門別定員管理計画は、行政部門ごとにメリハリをつけ、都市特性を踏まえて職員を配置するなど、全国で最も効率的な執行体制の確立を目指しており、計画に掲げる項目以外についても、業務の委託化、集約化及び効率化や組織の再編等を検討し、職員数の適正化を推進してまいります。
- 職員の給与については、地方公務員法の趣旨に則り、社会一般の情勢に適応するように、これまでから国、他の地方公共団体及び市内民間企業の給与との均衡を考慮して、適宜見直しを行っております。
- 一律の給与カットは、職員のモチベーションに大きな影響を及ぼすことから、あくまで緊急的な措置として認識しており、抜本的な行財政の改革を推進することにより、給与カットのような特別の財源対策に依存しない持続可能な財政運営の確立に努めてまいります。

(経過・これまでの取組等)

■直近5年間の職員数適正化状況（対前年度削減数）

平成20年度 15,897人（△256人）
 平成21年度 15,526人（△371人）
 平成22年度 15,113人（△413人）
 平成23年度 14,045人（△404人）
 平成24年度 13,702人（△343人）

(次ページに続く)

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	8
要 望 内 容	回 答		
	<p>※ 昭和 5 5 年度の約 2 万人（ピーク時）から約 6, 4 0 0 人の削減を達成。 ※ 平成 2 3 年度の対前年度削減数については、市立病院の独立行政法人化（△ 6 6 4 人）を除いたもの。</p>		

要 望 内 容

回 答

9. 水道・交通局のOB組織への業務委託の改善

京都市上下水道サービス協会および交通局協力会への業務委託は、低賃金で技術を持っている労働力を利用できるという高齢者雇用の観点で評価できる点もあるが、市民から公務員厚遇というような疑義が生じないよう、委託業務の見直しと競争入札の導入を進めること。

○ 社団法人京都市交通局協力会へは、交通局OB職員の有するノウハウを活用することにより、低コストでお客様サービスの向上を図れるなど、交通事業の運営にとってメリットは大きく、随意契約により業務を委託してきました。一方、契約のあり方については、市民目線から見て不適切だと捉えられることがないよう、競争入札の導入を進めるなど、これまでから見直しを図るとともに、直営化による委託業務の大幅な削減にも取り組んできました。今後とも、協力会への委託業務の一つ一つについて、内容の精査を行い、引き続き、競争入札の導入推進等の見直しに努めてまいります。

○ 京都市上下水道サービス協会への委託業務は、市民の重要なライフラインである上下水道の適切な維持管理に必要不可欠なものとして、協会が有する公共性や専門性、信頼性の下で遂行されているところです。一方、競争入札の範囲の拡大など、これまでも委託業務に関する見直しを継続して行っており、今後とも、委託業務の内容の更なる精査や他の民間事業者のノウハウの蓄積、実績等の状況を見極めながら、透明性の高い契約手法について検討を進めてまいります。

要 望 内 容

回 答

10. 補助金改革

年間472件、150億円（平成24年度予算）にのぼる補助金は一度交付されると既得権益化し、補助の目的が現在の需要に適合しているかといった再検証ができない。また、補助金の決定から支出に至るプロセスにおいても一定の基準がなく、支出効果の検証もない。サンセット方式と呼ばれる補助金の3年度毎に事業見直しする自動廃止規定を導入、第三者機関を設置し、プロセスを透明化させ、事後の事業評価も実施する方式を導入すること。

- 本市では、これまでから、補助金の交付も含めた事業を対象に事務事業評価を実施しており、行政の関与の妥当性や目標達成度などについての外部委員の意見を踏まえた評価結果等に基づき、事業の見直しを行っているところです。
- また、個々の補助金の支出に当たっては、補助金等に係る予算の執行及び交付の決定の適正化を図ること等を目的として制定した「京都市補助金等の交付等に関する条例」に基づき、相手方からの申請や実績報告を受け、補助金の交付の目的・効用、補助の対象となる事業の目的・性質等を考慮したうえで交付決定や交付額の決定を行っております。さらに、毎年度、補助金の交付状況を公表することで、補助金交付の適正化や公平性・透明性の確保を図っています。
- 今後とも、これらの取組を通じ、補助金の適正な支出に努めてまいります。

（経過・これまでの取組等）

平成21年12月 「京都市補助金等の交付等に関する条例」制定
平成22年 9月 平成21年度決算に係る補助金等の交付状況を公表
平成23年 9月 平成22年度決算に係る補助金等の交付状況を公表
平成24年 9月 平成23年度決算に係る補助金等の交付状況を公表

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 1
要 望 内 容	回 答		
<p>1 1 . 外郭団体の経営監督の強化</p> <p>京都市の出資団体の利益および内部留保は京都市の財産である。外郭団体の利益が最大化されるように、外郭団体の経営監督を強化すること。また、外郭団体の経営監督は自己出資を考慮した実質的な出資割合に応じて実施すること。</p>	<p>○ 本市では、これまでから、外郭団体について、公共性及び公益性の高い業務を行っていること、経営状況によっては本市財政への影響が及ぶことなどを考慮し、事業や経営に必要な関与を行ってまいりました。</p> <p>今後とも、出資状況や事業展開、経営状態等を踏まえ、適切な指導・監督を行ってまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 3 年度 債務超過団体が債務超過を解消 ※この結果、債務超過を抱える本市外郭団体はなくなった。</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 2
要 望 内 容	回 答		
<p>1 2. 市有財産の有効利用の推進</p> <p>市有地財産の有効利用にはすでに各所で取り組みが実施されているが、京都市が購入したものの塩漬け化している用地などは現在も残っている。短期賃借、市所有の空地の貸し出し、広告資源として活用できる施設・物品など、市民の皆さんに負担をかけない収入増加に向け、ありとあらゆる方策を検討し、思い切った取組みを進めること。</p>	<p>○ 本市では、「はばたけ未来へ！ 京プラン」実施計画を踏まえ、平成 2 4 年 6 月に策定した「京都市資産有効活用基本方針」に基づき、市有資産の有効活用を積極的に推進しているところです。</p> <p>現在、同方針に基づく「資産の総点検」に取り組み、更なる有効活用が可能な資産の掘り起こしを進めておりますが、こうした資産については、売却だけでなく、貸付けや、広告媒体としての活用など、あらゆる方策により有効活用を進めてまいります。</p> <p>(平成 2 5 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有資産のより一層の有効活用 2 8, 1 4 5 千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 1 年度 公募による庁舎等への自動販売機等の設置を開始</p> <p>平成 2 4 年度 資産の有効活用における「市民等提案制度」の創設・運用開始</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 3
要 望 内 容	回 答		
<p>1 3. 広告収入の向上</p> <p> ロームのネーミングライツなど盛んに取り組んでいる広告収入増加策だが、京都市には広告資源となりうるものがまだまだ多数存在する。引き続き様々な手法を取り入れ、税負担に頼らない収入確保へ取り組むこと。</p>	<p>○ 本市では、「はばたけ未来へ！ 京プラン」実施計画において、「ネーミングライツなど一層の広告料収入の確保」を具体的な取組事項として掲げており、自主財源の拡充強化に努めているところです。</p> <p> この取組の一環として、平成24年7月に、市民や事業者等の自由な発想に基づく提案を常時受け付ける「京都市ネーミングライツ市民等提案制度」の運用を開始しており、積極的にネーミングライツ事業の拡大を図っております。</p> <p> 今後とも、広告収入をはじめとする財源確保の取組を進めてまいります。</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 4
要 望 内 容	回 答		
<p>1 4. 法定外新税の導入の検討</p> <p>法定外新税は、地方分権の大きな一手と言われて久しい。平成 1 6 年の税制調査会でもその効果を示唆している。しかし、未だ導入には至っていない。受益者負担の観点を重視しつつ環境目的税や観光目的税など包括的に京都市独自の新税の検討を進めること。</p>	<p>○ 新税については、現在、「環境モデル都市」の取組の中で、森林等保全施策のための「森林環境税」について、本市と同様に導入を検討している京都府とも必要な協議を行い、推進すべき施策や財源の在り方について検討していますが、今後とも、厳しい財政状況の下、本市に必要な施策を着実に進めていくための政策誘導や財源確保の重要な選択肢の一つとして、新税の活用も含めた検討を引き続き進めてまいります。</p>		

要 望 内 容

回 答

1 5. 市税徴収率の向上・徴収力の強化

公平公正な税負担は税の基本であるが、市税徴収率は現在 97.2% であり、2.8% の滞納が生じている。「滞納強化月間だけ土日実施」の戸別訪問も常時実施する為に、職員の勤務体制を組み替え、悪質な滞納者に対して、監視強化、延滞利息、差押さえの強化、市民サービスの制限等様々な取り組みにより毅然とした徴収体制を確立し、公平公正な税負担を実現すること。

- 公平公正な税負担を実現するためには、国税徴収法に基づいた滞納処分等により公平性を実現していくことが必要であり、本市においては徴収率の向上、市税債権確保のため、副市長を本部長とし財政担当局長及び全区長・担当区長を構成メンバーとする常設の「京都市滞納市税等対策本部」を設け、計画的・組織的な取組を行っているところです。
- 具体的には滞納案件については早期段階で差押え等の滞納処分を積極的に行うこととしており（平成 23 年度差押執行数 9,436 人）、机上の調査で差押えができる財産が発見できない場合など、催告と実態調査を目的として必要に応じて個別訪問を実施しています。
- 特に昼間連絡をとれない滞納者に対して、滞納整理強化期間において集中的に夜間・休日の催告や実態調査を行うなど、組織的に滞納整理事務を行っています。
- 以上の取組により、本市においては他の指定都市に比べ高い徴収率（平成 23 年度 97.2%、同年度他の指定都市平均 95.9%）を確保していますが、今後とも、より効率的かつ効果的な滞納整理を実施してまいります。

（経過・これまでの取組等）

平成 6 年度 市税徴収率 91.9%

平成 7 年度 副市長を本部長として「京都市滞納市税特別対策本部」を設置
（平成 16 年度に「京都市滞納市税等特別対策本部」に改組）

平成 19 年度 市税徴収率 97.2%

平成 20 年度 市税徴収率 97.2%

平成 21 年度 市税徴収率 97.0%

平成 22 年度 市税徴収率 97.0%

平成 23 年度 市税徴収率 97.2%

（次ページに続く）

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 5
要 望 内 容	回 答		
	平成 2 4 年度 「京都市滞納市税等特別対策本部」を「京都市滞納市税等対策本部」に改組し，常設の組織とした。		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 6
要 望 内 容	回 答		
<p>1 6 . 徴収窓口の一元化・専門化</p> <p>市民税や固定資産税といった税金から水道料金，介護保険料，市営住宅の家賃など様々な徴収業務を一元化することで，人員削減はもちろんのこと，職員の専門化，債権情報の共有化も図れ，様々な集金システム（職員のフレックス勤務・電話催告システムなど）の導入が可能になる。また，市税滞納されている方はそれ以外の納付も滞っている場合が大半である。そのため，徴収窓口の一元化・専門化，債権情報の共有化を推進すること。</p>	<p>○ 本市では，債権回収の取組を一層推進していくために，弁護士等の活用などにより，効果的かつ効率的な債権回収の推進に取り組んでいるところです。</p> <p>その取組の一つとして，債権情報の共有化については，平成 2 4 年 7 月に通知を發出し，本市自ら滞納処分できる債権間における一層の財産情報の活用の推進を図ったところです。</p> <p>徴収窓口の一元化・専門化については，費用対効果等の検証を行いつつ，引き続き，検討してまいります。</p> <p>（平成 2 5 年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果的かつ効率的な債権回収 8, 5 0 0 千円 		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 7
要 望 内 容	回 答		
<p>1 7. 固定資産税の減免措置の見直しについて</p> <p>朝鮮総連関連施設の固定資産税課税免除取り消し訴訟の判決において京都市が敗訴したことを踏まえ、同施設については課税対象に切り替えられているが、民団関連施設など他にも減免の妥当性が欠如していると思われる施設がある。再点検をし、市民が納得できる税制の構築に努めること。</p>	<p>○ 固定資産税の軽減措置の見直しについては、時間の経過や社会経済情勢の変化に伴い、使用用途が変化したものや制度そのものの意義が希薄化したものなどもあり、これまでに診療関係施設や一部の公益法人関係施設などに係る軽減措置を廃止するなど厳正な点検、見直しを行ってきたところです。今後、朝鮮総連関連施設に係る判決を踏まえ民団関連施設についても、引き続き厳正な点検を行い、必要な見直しを行ってまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 1 4 年度 本市税制研究会による固定資産税の軽減措置の見直し提言</p> <p>平成 1 6 年度 診療用家屋等に係る軽減措置の廃止 (約 4 億 8, 0 0 0 万円)</p> <p>平成 1 7 年度 京都府・市の関係団体に係る軽減措置の廃止 (3 件, 約 9 0 0 万円)</p> <p>平成 1 8 年度～平成 2 3 年度 公益法人関係施設等に係る軽減措置の廃止 (1 0 件, 約 2, 3 0 0 万円)</p> <p>平成 2 4 年度 朝鮮総連関連施設に係る軽減措置適用の見直し</p>		

要 望 内 容

回 答

18. 窓口サービスの向上

職員の勤務体制を抜本的に見直し、コストをかけることなく、窓口業務の時間延長および土日の通年開庁を実施すること。合わせて、インターネットの活用や機械化を促進し合理化と共に利便性の向上に取り組むこと。また、窓口サービスにおいては多くの改善が図られているが、未だに苦情の声が少なくない。全庁統一の苦情窓口を設置し、さらに統一窓口で得た苦情を人事考課へ反映すること。

○ 窓口職場では、昼の時間帯における窓口の開庁等を実施しており、その際には、職員の勤務時間について、変則勤務体制に変更するなどの対応を行っているところです。今後も引き続き、市民ニーズ等を踏まえて、検討してまいります。

○ 区役所・支所では、平成19年4月から、勤務時間の弾力的な活用を行いながら開庁時間延長を実施しましたが、利用実績が低調であったため、市政総合アンケートの結果も踏まえ、平成22年3月から、開庁時間延長に替えて、住民異動届のニーズが高い3月下旬から4月上旬までの日曜日における臨時開所を実施しています。

なお、ニーズの高い証明書発行については、ターミナル証明書発行コーナーにおける土日開所を通年で実施しています。

○ また、各区ホームページにおいて申請書ダウンロードサービスを行うとともに、税務事務や戸籍事務をはじめとした各業務の電算化を推進しております。

特に戸籍事務については、戸籍等をコンピュータで処理及び管理する「戸籍電算システム」を導入することとして、平成24年度からグループ単位で毎年段階的にデータ化作業に着手しており、平成25年度の右京区の運用開始、平成28年度末の全区完了に向けて事業を推進しているところです。

○ さらに、平成25年度早期の全区運用を目指して、IT活用によるシステムを導入することにより、来庁される市民の方に大きなニーズがある「手続漏れの防止」、「申請書を記入する負担の軽減」を図って窓口サービスの向上に努めることとしており、引き続き、市民の利便性向上及び業務効率化に取り組んでまいります。

(次ページに続く)

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答	NO.	1 8
要 望 内 容	回 答	
	<p>○ 窓口サービスの質向上については、これまでから、市民感覚の徹底と改革に向け協働する職場づくりに向けた「全庁“きょうかん”実践運動」等に取り組んでおり、また、人事評価において、市民への説明や対応など、窓口サービス向上の視点を導入しております。</p> <p>○ 今後も、市民ニーズや社会情勢に応じたより良い窓口サービスのあり方について、適宜検討するとともに、市民にこれまで以上に満足いただけるような一層の窓口サービスの向上に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>《窓口サービスに係る利便性向上等の取組》</p> <p>平成15年 7月 申請書ダウンロードサービスの開始 10月 ターミナル証明書発行コーナーの土曜開所の実施（通年）</p> <p>平成19年 4月 開庁時間延長を試行実施 （毎月第1・第3木曜、午後7時まで）</p> <p>平成20年 8月 市政総合アンケートを実施（区役所における窓口サービス）</p> <p>平成22年 3月 開庁時間延長の取扱いを廃止し、住民異動届が多い3月、4月の日曜臨時開所を実施 4月 ターミナル証明書発行コーナーの日曜開所の実施（通年）</p> <p>《窓口サービスの質向上の取組》</p> <p>平成20年度～ 全庁“きょうかん”実践運動の取組の開始</p> <p><主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口サービス評価・実践制度（隔年で実施） ・職場探見チーム ・市民対応アドバイザー ・きょうかんプロジェクト ・ハートミーティング <p>平成22年度 全職員への人事評価制度の導入（試行実施、平成23年度から制度実施）</p>	

要 望 内 容

回 答

19. 市営住宅の新規着工のストップ

市営住宅は今後、国交省が決めた建替え基準となる建築後35年を迎える。同時に、京都市の空き家は増加の一途であり、将来住宅供給過剰時代を迎える。これらを勘案すると、改修工事はともかく建て替え等の新規着工を行うべきでない。これらを踏まえ今後の計画を策定されたい。

○「京都市住宅マスタープラン」においては、公営住宅の管理戸数は現状程度に留めることとしています。

また、市営住宅を長く有効に活用するため、「京都市市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、市営住宅の建替えは老朽化の著しい住宅を対象として最小限に抑え、改善よりも効率的に行える場合に限って実施するとともに、既存住棟の適切な維持管理と改善を進めてまいります。

(平成24年度2月補正予算額)

- ・市営住宅ストック総合改善事業 587,687千円
- ・市営住宅管理運営 1,428,000千円

(平成25年度予算額)

- ・市営住宅ストック総合改善事業 661,790千円
- ・市営住宅管理運営 4,215,672千円

(経過・これまでの取組等)

・改善

- 平成24年 5月 鈴塚市営住宅建替え，エレベーター設置実施設計着手
西野山市営住宅耐震診断概略補強設計，エレベーター設置基本設計着手（概略補強設計は10月に完了）
- 6月 向島市営住宅耐震改修，スロープ設置工事着手
- 10月 大受市営住宅耐震改修，スロープ設置実施設計着手

・計画修繕

- 平成24年度 向島市営住宅1街区外壁改修，洛西南福西市営住宅排水管改修ほか

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 0
要 望 内 容	回 答		
<p>2 0. 借地についての再検討</p> <p>京都市が民間より借り受けている借地が多々あるが、船岡山公園のように異常に賃料が高止まりし、必要性和妥当性が問われるような物件がある。京都市の借り受けている物件を再検討し、取捨選択を行い、賃料については適正化に努めること。</p>	<p>○ 本市の借受物件については、その必要性について、慎重な判断のうえ選定しておりますが、本市の財政状況や市場状況等を勘案し、引き続き、その必要性を精査するとともに、借受先と粘り強く交渉すること等により、借受料の更なる適正化に努めてまいります。</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 1
要 望 内 容	回 答		
<p>2 1 . 地域優良賃貸のあり方の検討</p> <p>地域優良賃貸は、既に一時代の役割を終え、事業の清算が迫られつつある事業であるが、債務保証や家賃保証など引き続きの課題を抱えており、今まで同様のあり方ではなく、有効に利用される様に取り組むこと。</p>	<p>○ 地域優良賃貸住宅（一般型）（旧特定優良賃貸住宅）は、若年世代を中心とした中堅ファミリー層の市内居住及び居住水準の向上に一定の役割を果たしてきています。</p> <p>平成 1 7 年度以降、新規の供給は行っておらず、家賃保証及び家賃補助の期間（2 0 年間）は、平成 3 6 年度までに順次満了しますが、オーナーの皆様とも協力して、その後においても、良質な賃貸住宅ストックとして、有効に活用されるよう努めてまいります。</p> <p>また、法人契約（入居者の雇用主を含む三者契約）による社宅等への活用を検討するなど、空き家の解消に取り組んでいきます。</p> <p>（平成 2 5 年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域優良賃貸住宅供給促進事業（旧特優賃） 9 3 0 , 4 4 1 千円 <p>（経過・これまでの取組等）</p> <p>平成 1 7 年 4 月 市独自補助「みやこフラット」導入</p> <p>平成 2 1 年 4 月 入居者負担額の見直し （平成 2 4 年 1 2 月現在 1 3 3 団地 2 , 7 7 1 戸を供給）</p>		

要 望 内 容

回 答

■産業振興

22. 文化首都実現に向けて

京都を文化首都として明確に定義づけ、日本の良さを世界へ発信するMICE事業の充実や都市景観の維持、文化財、文化施設の拠点整備など、京都創生を国家事業として予算措置を講ずる等の特別法を制定することを国に要望すること。あわせて、双京構想の早期実現に向け取り組みを進めること。

- 京都の景観、伝統、文化を守り、育て、発信する京都創生を実現するためには、制度的、財政的な特別措置が不可欠です。京都創生懇談会から本市に提出された「国家戦略としての京都創生の提言」（平成15年6月）に特別措置法制定の提案が盛り込まれ、それを受けて本市が策定した「歴史都市・京都創生策」（平成16年10月）、「歴史都市・京都創生策Ⅱ」（平成18年11月）にも、特別措置法の必要性や盛り込むべき内容を明記し、「日本の京都」研究会など、あらゆる機会を通じ、国に対して積極的に提案・要望を行ってきました。
- また、毎年度の国の予算編成に当たっても、京都市の現状・課題を踏まえ、「国家戦略としての京都創生」の取組を推進し、「世界の文化首都・京都」への飛躍に向けた提案・要望を行っています。
- 特別措置法制定の実現が難しい中、これまでの国への働き掛けにより、本市の提案・要望内容を盛り込んだ景観法や歴史まちづくり法が制定されるとともに、京町家まちづくりファンドの創設や二条城の建造物及び障壁画の保存修理、清水地域の防災水利整備、文化庁関西元気文化圏推進・連携支援室の設置期限の延長と機能充実、11月1日を「古典の日」とする古典の日に関する法律の制定等、京都の歴史的景観の保全・再生や文化財の保存・継承の取組等に大きな成果をもたらし、本市が提案・要望した内容は着実に実現しています。
- 平成25年1月には、「国の予算・施策に関する緊急提案・要望」において、「国家戦略としての京都創生の推進」を重点項目とし、提案・要望を行ったところであり、今後とも、景観資産の保全・再生、かけがえのない歴史的・文化的資産の保存・継承や国際観光の振興等、「国家戦略としての京都創生」の実現に向けて、国家予算等に関する提案・要望等を通じ、時機に応じた必要な国への働き掛けを積極的に行ってまいります。

(次ページに続く)

平成 2 5 年度予算要望に対する回答		NO.	2 2
要 望 内 容	回 答		
	<p>○ また、双京構想については、平成 2 5 年度の国家予算等に関する提案・要望において、皇室の方々に京都にお住まいいただくことを提案するとともに、関西広域連合やオール京都で京都の未来像を描く「京都の未来を考える懇話会」においても、京都にも皇族の方にお住まいいただき、東京と京都が都としての機能を双方で果たす「双京構想」を提案してまいりました。</p> <p>平成 2 4 年 7 月には、京都府知事、京都大学総長、京都市観光協会会長とともに、「双京構想」の実現に向け、国への要請を行ったところです。</p> <p>○ 今後とも、京都が日本の未来のために果たすべき役割として、強い使命感を持って、「双京構想」の気運の醸成及び実現に向けて取り組んでまいります。</p> <p>(平成 2 5 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家戦略としての京都創生の推進 3 8, 5 0 0 千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 1 5 年 6 月 国の予算・施策に関する提案・要望の実施（以降毎年度実施）</p> <p>平成 1 6 年 1 0 月 「歴史都市・京都創生策（案）」策定「日本の京都」研究会の設置（以降毎年度開催）</p> <p>平成 1 7 年 6 月 京都創生推進フォーラム設立 （以降毎年度フォーラム、セミナー開催）</p> <p>平成 1 8 年 1 1 月 「歴史都市・京都創生策Ⅱ」策定</p> <p>平成 2 1 年 1 2 月 「国家戦略としての京都創生の提案」の作成、国等への説明</p> <p>平成 2 3 年 2 月 「京あるき i n 東京」初開催（翌年度以降、継続開催）</p>		

平成25年度予算要望に対する回答		NO.	23
要 望 内 容	回 答		
<p>23. 海外観光客の500万人構想の実現に向けての取り組み</p> <p>人口減に伴う国内マーケットの縮小は必定であり、海外観光客の誘致は、京都市の観光産業の切実な課題である。そこで、外国人観光客誘致に伴う多言語表記や情報発信をはじめとした環境整備、富裕層のための有名な高級国際ホテルの誘致、コンベンション誘致の為の取り組みなど、国際観光都市としての地位を確立させ、海外観光客500万人を目標とし、具体的な施策に取り組むこと。</p>	<p>○ 本市では、外国人観光客の誘致のため、8箇国語の京都観光公式ホームページや公式フェイスブック等において、各国・地域のニーズに応じた京都観光の魅力発信に取り組むとともに、外国人観光客の満足度向上と不満ゼロを目指し、24時間多言語コールセンターや無線LANスポット（KYOTO WiFi）を設置するなど、受入環境の整備事業を積極的に展開しております。</p> <p>○ また、ラグジュアリー層を始め、国際会議参加者やビジネス団体客等のより一層の誘客につながる世界的に知名度の高いホテルの誘致についても、引き続き取り組んでまいります。</p> <p>○ さらに、ラグジュアリー層誘致やMICE戦略に係る取組については、ラグジュアリー層旅行市場の商談会「ILTM」（インターナショナル・ラグジュアリー・トラベルマーケット）の誘致のため、平成23年度、平成24年度に旅行者を対象とした京都エクスカーション（観光資源視察）を実施したところ、京都の魅力が高く評価され、平成25年3月にILTM Japanが初めて京都で開催されることになりました。</p> <p>同イベントに併せて市長主催の歓迎レセプションを開催し、京都の魅力を強くアピールすることにより、ラグジュアリー層旅行市場における京都ブランドの向上を図ってまいります。</p> <p>○ 今後も引き続き、平成24年度に体制を強化した京都文化交流コンベンションビューローや観光庁等と連携しながら、ラグジュアリー層の誘致と「MICE戦略」の推進を図ってまいります。</p>		

(次ページに続く)

平成25年度予算要望に対する回答		NO.	23
要 望 内 容	回 答		
	<p>(平成25年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光立国・日本 京都拠点 観光庁共同プロジェクト (ILTM Japan開催支援) 10,840千円 ・京都市MICE戦略推進のための公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローの体制強化 20,000千円 ・京都らしいMICE開催支援 7,000千円 ・京都らしいMICE開催誘致のためのマーケティング戦略の策定 10,000千円【新規】 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成21年度 「京都市MICE戦略」策定</p> <p>平成23年度 ILTM Asia初のエクスカージョンを観光庁と共同で実施 「京都らしいMICE開催支援制度」創設</p> <p>平成24年度 民間から優秀な人材を登用するなど、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローの体制を強化 京都のみならず北海道・香川・福岡・沖縄でもエクスカージョンを実施 ILTM Japanを京都で開催(平成25年3月開催予定)</p>		

要 望 内 容

回 答

24. 高齢者の労働市場開拓に向けて

高齢者が働き続けられる環境をつくることは、高齢者のみならず社会にとって有益である。緊急雇用創出事業も本年度で終了することもあり、高齢者の多種多様な能力や就労ニーズにあった幅広い就労の選択肢が確保できるように、シニア起業の支援や雇用先の開拓などの労働市場の環境整備を促進すること。

○ 現下の厳しい雇用情勢に対応するため、平成20年度から国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金などを財源とした切れ目のない予算編成を行い、介護・福祉、観光、産業振興、農林、教育など、幅広い分野において、総額約78億円、277の事業に取り組み、約7,400人の雇用創出を図ってきております。事業の求人募集に当たっては、ハローワーク等を通じて、中高年齢者、学卒未就職者等、幅広い採用に配慮するよう関係局等へ周知しております。

さらに、本市では、緊急雇用創出事業の実施延長や財源の積み増しを、国へ要望してまいりましたが、平成24年11月に、国において財源の積み増しが決定され、引き続き平成25年度まで事業を実施できることとなりました。

○ また、「中小企業創業・経営支援事業」において、京都商工会議所による創業支援セミナーを開催するなど、高齢者を含む幅広い方々の起業を支援しております。

○ さらに、高齢者の生きがいづくり及び社会参加の推進のため、高齢者がこれまで家庭、地域、職場の各分野で長年にわたり培ってきた知識、経験や技術等を十分に生かせるよう、自らの希望や能力に応じて、臨時的・短期的な就業機会を提供している公益社団法人京都市シルバー人材センターに対する支援を行っており、今後も、更なる事業拡大に向けた支援を続けてまいります。

○ 今後とも、これらの事業の実施を通じて、高齢者の多様な就労機会の確保に努めるとともに、雇用・労働行政を担う国、京都府との連携を図りながら、時宜に応じた雇用対策を進め、労働市場の環境整備を促進してまいります。

(平成25年度予算額)

・緊急雇用創出事業（雇用対策事業特別会計）	1,060,000千円
・中小企業創業・経営支援事業	11,012千円
・シルバー人材センター運営補助等	74,822千円

要 望 内 容

回 答

2 5. 「儲かる街 京都」に向けた支援体制の構築

国内屈指の「ものづくりの街京都」の発展には、事業者の保護ではなく、事業者の自立に向けた支援が必須である。その点、京もの国内・海外市場開拓事業、きらめきチャレンジ事業は販路拡大に一定の効果があると期待される。しかし、特に海外への販路拡大は規模が小さく、継続的な取り組みをしっかりと行われたい。また、海外でのアンテナショップの常設など更なる予算化を進めること。

- 本市では、「未来創造型企業支援プロジェクト」や「中小企業パワーアッププロジェクト」において、Aランク認定企業やオスカー認定企業を発掘し、研究開発補助金や新市場・事業可能性調査事業等の支援を行うことにより、優れた技術を持つものづくり中小企業の育成に取り組んでおります。
- また、伝統産業の分野においては、平成24年度から「京もの国内市場開拓事業」及び「京もの海外市場開拓事業」を開始したところですが、平成25年度においては、京都商工会議所をはじめとする関係機関や事業者、関連業界との更なる連携を強化しながら、国内はもとより海外での販路開拓につながる取組を積極的に実施してまいります。
- アンテナショップの設置を含む海外への販路開拓支援については、「中小企業海外展開支援事業」において今後の支援策を検討する中で、京都企業の意見等を十分に踏まえ、そのニーズにあった取組を進めてまいります。

(平成25年度予算額)

- ・未来創造型企業支援プロジェクト 29,377千円
- ・中小企業パワーアッププロジェクト 45,526千円
- ・京もの国内市場開拓事業 10,000千円
- ・中小企業海外展開支援事業 36,000千円【充実】

要 望 内 容

回 答

■福祉

26. 生活保護費不正受給の撲滅

生活保護の不正受給対策については、専任弁護士の設置や、専門の支援員の配置などの取り組みがなされている。今後、地方自治体で対応し得るあらゆる措置を講じると共に、不正受給の撲滅に向けて国へも必要な措置を求めること。

- 生活保護制度の適正な実施に当たっては、「きめ細かな就労支援による自立に向けた取組の推進」、「不正受給を許さず、徹底して排除するための取組の推進」、「調査権の強化等、制度の抜本的見直しについての国への要望」の3点を柱に重点的に取り組むこととしております。
- 不正受給対策については、平成25年度において、府警OBの採用を念頭に置いた適正化推進支援員3名の追加採用を行うなど、より一層適切な制度運営に取り組んでまいります。
- また、国に対しては、実施機関の権限強化や医療扶助の適正化等について、引き続き必要な措置を求めてまいります。

(平成25年度予算額)

- ・生活保護適正化推進事業 48,500千円【充実】

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 7
要 望 内 容	回 答		
<p>2 7. 公営保育園の民営化</p> <p>公営保育園と民営保育園の保育所運営費格差の是正を行うべく、京都市社会福祉審議会でも指摘されている通り、民間保育園への移管を順次進めていくこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市営保育所のあり方については、平成 2 3 年 1 2 月に本市に提出された京都市社会福祉審議会「福祉施策のあり方検討専門分科会」における最終意見を踏まえて、平成 2 4 年 5 月に「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針」を策定したところです。この基本方針に基づき、「京都市営保育所移管先選定等委員会」における審議を踏まえ、市営保育所としての役割と機能を明確にしつつ、民間保育園への移管を適切に進めてまいります。 ○ 平成 2 4 年度は、室町乳児保育所及び朱雀乳児保育所について、移管先候補者を選定したところであり、平成 2 6 年度の移管に向けて、共同保育などの取組を進めてまいります。 ○ また、南区内の市営保育所については、九条保育所及び吉祥院保育所を平成 2 7 年度の移管対象保育所として選定しており、今後、移管先候補者の選定等を進めてまいります。 		

要 望 内 容

回 答

28. 保育施設の機能強化と拡充

待機児童の解消に向けては毎年定員の増加が図られ、待機児童0に向け懸命な取り組みがなされている。増改築や分園の整備にも引き続き努め、延長保育・一時保育・休日保育といった保育サービスの促進に向け取り組むこと。

○ 平成25年度当初の待機児童解消に向けて、保育所の増改築や分園の整備、新設によって待機児童対策を積極的に推進しており、平成25年度当初は平成24年度当初の390人の定員増に続き、205人の定員増とする予定です。また、昼間里親の新規開設や家庭的保育の改修に伴う定員増を行い、待機児童解消を図ってまいります。

○ 平成25年度当初予算においては、新たに395人の定員増のための保育所整備費用を計上するとともに、延長保育を4箇所、一時保育を2箇所新たに実施し、引き続き地域の保育ニーズに応じた保育所整備を推進してまいります。

(平成25年度予算額)

・保育所整備助成	661,000千円
・延長保育促進事業(民営・新規分)	6,800千円【新規】
・延長保育促進事業(民営・既存分)	531,517千円
・延長保育事業(公営・既存分)	45,500千円
・一時保育促進事業(民営・新規分)	4,900千円【新規】
・一時保育促進事業(民営・既存分)	94,864千円
・一時保育事業(公営・既存分)	52,919千円
・休日保育事業(民営・既存分)	10,194千円
・休日保育事業(公営・既存分)	3,100千円

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 9
要 望 内 容	回 答		
<p>2 9. 昼間里親制度の充実</p> <p>本市では多様な保育ニーズに対応し、保育所の待機児童を解消するため、3才未満の乳児を対象に昼間里親制度が設けられている。しかし、昭和25年に発足し60年以上の長い歴史はある中で徐々に整備が進められてきたものの、未だにボランティアの要素が強く認可保育としての適切な整備が追い付いていないのではと危惧している。今後も、待機児童を解消する一つの手段として位置付けるためには、運営への委託料や給食業務に関わる保障など安定した保育を保障するための財源的措置も含め、昼間里親制度の充実に努めること。</p>	<p>○ 本市独自の制度である、家庭的な雰囲気の中で保育する昼間里親制度については、本市の待機児童解消に一定の役割を果たすとともに、地域の身近な子育て拠点としての役割を担っていただいております。</p> <p>○ 平成24年度予算においては、国の家庭的保育事業の補助を導入し、委託料の増額を図ったところであり、今後も引き続き、制度の充実に努めてまいります。</p> <p>(平成25年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昼間里親委託事業 500,669千円 		

要 望 内 容

回 答

30. 児童虐待ゼロに向けた取り組み

本年度は第二児童福祉センターが開設され、体制強化が図られた。また、平成23年度において、児童福祉司及び児童心理司の増配も行われ、対応が強化されている。しかし、児童相談所のニーズは大変多く、今後も未然の虐待防止や、虐待を受けた児童への十分なケアが求められる。そのため、児童虐待防止体制の機能強化に向けてさらに取り組むこと。

○ 児童福祉センターにおいては、これまでから国の基準を大きく上回る児童福祉司の配置を行うなど、体制の強化に取り組んできているところであり、平成24年4月には第二児童福祉センターを開設、第二児童相談所を設置し、児童福祉センター及び第二児童福祉センターを併せて、児童福祉司を平成23年度の44名から52名に、児童心理司を14名から16名に増員し、更なる対応の強化を図ったところです。

○ 児童虐待の未然防止については、各区・支所に設置している要保護児童対策地域協議会での代表者レベルでの情報交換に加え、定期的に区域内の全ての要保護児童に関する情報を交換しております。さらに、個別ケースについては、関係機関で構成する個別ケース検討会議を開催し、支援方針や役割分担について協議しており、児童虐待の未然防止、早期発見に取り組んでおります。

○ 虐待を受けた児童へのケアについては、児童福祉司や子ども虐待等ケアチームによる親子関係の改善指導、家族再統合指導、親子ヒーリング（癒し）ルーム事業及び保護者カウンセリング事業等を実施しているところです。

今後も、児童相談所をはじめとした、児童虐待防止体制の充実・強化に取り組んでまいります。

(平成25年度予算額)

・第二児童福祉センター運営費 58,707千円

(経過・これまでの取組等)

平成13年度 虐待防止アクティブチーム（初期対応）の設置
子ども虐待SOS専用電話の開設（24時間365日対応）

平成16年度 子ども虐待等ケアチームの設置

平成19年度 子ども虐待防止アクティブチームの増設（1→2チーム）

（次ページに続く）

平成25年度予算要望に対する回答

NO.

30

要 望 内 容

回 答

平成20年度 京都市要保護児童対策地域協議会設置
 平成21年度 在宅支援強化のため地域班の増設（3→4班）
 各区・支所において要保護児童対策地域協議会設置
 平成22年度 「第2児童福祉センター（仮称）等基本構想」策定
 平成23年度 子ども虐待防止アクティブチームの増設（2→3チーム）
 在宅支援強化のため地域班の増設（4→5班）
 平成24年度 第二児童福祉センター開設

○ 児童福祉センターにおける児童福祉司・児童心理司の配置数

年度	19	20	21	22	23	24
児童福祉司	38	39	41	41	44	52
児童心理司	10(5)	11(5)	11(5)	12(5)	14(5)	16(6)

()内は嘱託職員の再掲

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 1
要 望 内 容	回 答		
<p>3 1. 放課後児童対策の取り組みについて</p> <p>本市では、一元化児童館の整備を進め、それと同時に学童クラブが設置されていない学区には「放課後ほっと広場」を実施されるなど、細やかな取り組みがなされている。本年10月時点の学童クラブの待機児童数は0であるが、潜在的なニーズは依然として高い。そのため、引き続きサービスの維持向上に努めること。</p>	<p>○ 本市では、平成25年4月に完了する一元化児童館130館の整備により、地域における児童の健全育成・子育て支援の拠点としての児童館は、山間地域を除き概ね児童の生活圏に設置できるものと考えております。</p> <p>○ 一元化児童館130館の整備完了後の放課後児童対策については、放課後まなび教室と学童クラブ機能を有する事業を緊密な連携の下に運営する「放課後ほっと広場」や、地域学童クラブへの補助の実施により対応し、今後とも、きめ細やかな対策に取り組んでまいります。</p> <p>(平成25年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童館事業・学童クラブ事業(児童館) 2, 681, 125千円【充実】 ・学童クラブ事業(学童保育所) 128, 202千円【充実】 ・「放課後ほっと広場」事業 33, 365千円 ・地域学童クラブ事業 34, 063千円【充実】 		

要 望 内 容

回 答

3 2. 予防医療の拡大に向けて

予防医療は、本年も引き続き子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの接種料の全額公費負担を継続されるとともに、新たに成人用肺炎球菌ワクチン接種・前立腺がん検診も加わるなどさらに充実されている。今後も市民の健康の維持・管理を後押しする意味で、持続可能な範囲での予防医療拡大に努めること。

- 子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン（以下、「3 ワクチン」という）については、国の助成が平成 2 4 年度末までであり、現在定期接種化が検討されているところですが、平成 2 5 年度も、無料接種を継続してまいります。
- また、国に対しても、引き続き、実施主体である市町村に対する必要な財政措置を求めてまいります。
- 成人用肺炎球菌ワクチン・前立腺がん検診の一部公費負担については、平成 2 5 年度も継続していくとともに、より多くの方に受けていただけるよう効果的な周知に取り組んでまいります。

(平成 2 5 年度予算額)

- ・子宮頸がん予防ワクチン接種 5 2 3, 5 4 8 千円
- ・ヒブワクチン接種 4 2 0, 1 3 3 千円
- ・小児用肺炎球菌ワクチン接種 5 5 3, 4 3 1 千円
- ・前立腺がん検診(※) 4 8, 7 3 3 千円
- ※ 5 0 歳以上の男性を対象(2 年に 1 回の隔年検診)
- ・成人用肺炎球菌ワクチン接種(※) 2 2, 1 0 0 千円
- ※ 内部機能障害等のある 7 5 歳以上の高齢者を対象

(経過・これまでの取組等)

- 平成 2 2 年 6 月 国に対し、3 ワクチンの定期接種化及び定期接種に係る十分な財政措置について要望
- 平成 2 3 年 6 月 国に対し、3 ワクチンに係る自治体の財政負担を前提としない継続的な財政措置について要望
- 国に対し、成人用肺炎球菌ワクチン等、有効性が高いと認められ
(次ページに続く)

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 2
要 望 内 容	回 答		
	平成 2 4 年 6 月	る予防接種に対する助成について要望 国に対し、3 ワクチンに係る自治体の財政負担を前提としない継続的な財政措置について要望	
	平成 2 5 年 1 月	国に対し、成人用肺炎球菌ワクチン等、有効性が高いと認められる任意接種に対する十分な財政措置について要望 国に対し、3 ワクチンに係る自治体の財政負担を前提としない継続的な財政措置について緊急要望	

平成 2 5 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 3
要 望 内 容	回 答		
<p>3 3. 救急医療の大幅拡充に向けて</p> <p>京都市立病院における救急医療機能が拡大されたことは非常に心強い。住みやすい街・選ばれる街を目指す上で、いざというときに緊急性を伴う救急医療の確保必須であるため、引き続き救急医療の充実に向け取り組むこと。</p>	<p>○ 本市における救急医療については、初期救急医療機関として京都市急病診療所を設置するとともに、第二次救急として、関係団体の協力を得て京都市病院群輪番制病院運営事業を実施しています。また、周産期救急についても、京都第一赤十字病院を中心とする周産期医療体制が整備されています。</p> <p>○ 本市では、救急医療等の不採算であっても市民に不可欠な政策医療を安定的、継続的に提供することを主な目的の一つとして、平成 2 3 年度から地方独立行政法人京都市立病院機構に市立病院及び市立京北病院の運営を移行しました。本市が法人に指示する業務運営に関する目標である「中期目標」において、市立病院が提供するサービスとして救急医療を明確に位置付けております。</p> <p>○ 平成 2 5 年 3 月から診療開始予定の新館においては、救命救急部門の面積を 4 倍に拡張し、より多くの救急患者の受入れを可能とするなど、救急医療機能の大幅拡充を図ることとしており、今後も、救急医療体制の充実に努めてまいります。</p> <p>(平成 2 5 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 急病診療所等運営 4 0 4, 4 1 6 千円 (歯科含む) ・ 病院群輪番制病院運営事業補助金 6 7, 6 7 2 千円 ・ 地方独立行政法人京都市立病院機構運営費交付金 1, 9 2 3, 0 0 0 千円 <p>(うち、救急医療に係る交付金 4 0 2, 2 7 0 千円)</p>		

要 望 内 容

回 答

3 4. 良質な介護サービスの実現

バックヤードとなる介護サービスなどの提供を行っている事業者（社会福祉法人、株式会社、NPO等）が良質なサービスを提供し続けられるよう、経営の安定のための施策を検討し、安心して暮らせる街京都の実現に取り組むこと。

- 介護労働者の処遇改善については、平成23年度末をもって廃止された介護職員処遇改善交付金に替わって、平成24年度からは、確実に介護職員の処遇改善に充てられるよう、介護報酬において介護職員処遇改善加算が新設されております。
- 本市では、介護ニーズが高まる中、これまでから良質な介護サービスの提供に向けて、京都市長寿すこやかセンター等において、階層別・課題別の「介護研修」や「認知症介護実践研修」等、介護職員の質の向上に関する研修を実施し、平成24年度には、新たに「介護事業者における人材育成プログラム開発事業」により、介護従事者の定着やキャリアアップに向けた取組を進めております。
- さらに、平成25年度からは、介護事業所等の採用担当者向けに、職員採用に関する研修事業を新たに実施し、求職者に対して、介護職場の魅力を伝える力を高め、安定的な人材確保につなげてまいります。
- 引き続き、介護職員の人材育成に努めるとともに、処遇改善及び人材確保に向けて、京都府や他の政令市とも連携し、必要に応じて国に対して要望を行ってまいります。

（平成25年度予算額）

・福祉人材確保対策事業	2, 6 0 0 千円【新規】
・京都市介護実習普及センター事業等	8, 6 1 8 千円
・個室・ユニットケア施設研修等事業	3, 0 0 0 千円
・地域密着型サービス等研修事業	3, 0 0 0 千円
・高齢者介護研修事業	8, 2 5 0 千円
・認知症介護研修等事業	4, 4 9 5 千円

(次ページに続く)

平成 2 5 年度予算要望に対する回答		NO.	3 4
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護従事者の処遇改善を進めるとともに、経営の安定化を図るために、平成 2 1 年 4 月に介護保険制度発足以来初となる介護報酬の 3 %アップの改定が行われ、平成 2 4 年 4 月にはさらに 1 . 2 %アップの改定が行われました。 ○ 平成 2 4 年 4 月の介護報酬の改定が介護従事者の処遇改善に反映されているかの検証等を行うため、国の社会保障審議会介護給付費分科会に設置された「介護事業経営調査委員会」において、介護従事者処遇改善状況等調査を実施することとされております。 		

要 望 内 容

回 答

■都市基盤

35. リニア誘致に向けた取り組み

リニアの誘致は、京都の発展に欠かせない最重要案件のひとつである。国際観光都市として、東京－大阪間の移動のみならず、関空－京都間の開通も視野に入れ、市民ぐるみでリニア誘致の機運作りに積極的に取り組むこと。また、リニア誘致を推進する上で、「リニア推進室」の新設をすること。

○ リニア中央新幹線については、東京・大阪間を約1時間で結び、経済発展、交流の拡大に寄与するなど、我が国の新たな国土軸を形成するものです。京都を通らないルートで新たな国土軸が形成されることは、京都だけでなく、観光立国を目指す我が国にとって計り知れない損失をもたらすとの認識に立ち、京都府、京都府商工会議所連合会等で構成する「京都府中央リニアエクスプレス推進協議会」として、「京都駅ルート」の実現等を目指して、平成25年1月16日に国への要望活動を実施したところです。

引き続き、実現に向けて国等に働き掛けるとともに、リニア新幹線等の新たな高速鉄道の新設を見据えた関西国際空港へのアクセス改善についても働き掛けてまいります。

○ また、これらの活動に当たっては、市民の盛り上げが重要であり、今後も引き続き広報啓発活動を通じて、リニア京都誘致へ向けた機運の醸成を図ってまいります。

○ なお、リニアの誘致については、総合的な交通体系に係る計画や鉄道網計画の推進と一体的に取り組んでいく必要があることから、引き続き、歩くまち京都推進室において推進してまいります。

(平成25年度予算額)

・リニア中央新幹線の誘致促進 5,000千円【充実】

(経過・これまでの取組等)

平成22年1月 京都府中央リニアエクスプレス推進協議会の設置

平成22年7月 明日の京都の高速鉄道検討委員会の設置

平成24年2月 明日の京都の高速鉄道検討委員会が「提言」を発表

9月 京都府中央リニアエクスプレス推進協議会総会の開催

要 望 内 容

回 答

36. 景観条例の見直し

景観条例は京都の重要な基幹政策であり、堅持しなければならない政策のひとつであるが、特例許可や地区計画の変更による高さ規制の緩和が相次いでいる。度重なる高さ規制の緩和は、制度の根幹を揺るがし、市民の不満を高めるため、よりメリハリの利いた地区指定の検討やデザイン基準の見直し、審査過程の透明化と審査基準の見直しなど、市民、専門家を含め議論を進め、景観政策の見直しに着手すること。

○ 建築物の高さは、都市全体の景観形成や市街地環境、土地利用等に大きな影響を及ぼすものです。そのため、新景観政策における高さの規制の見直しでは、京都のグランドビジョンである「北部保全」、「都心再生」、「南部創造」のまちづくりを基本に、「三山の山並みや歴史的建造物との調和を図る景観の保全・形成の観点」、「良好な住環境の保全・整備の観点」、「商業、ものづくり、学術、文化、医療などの都市機能の充実の観点」の3つの観点を踏まえ、それぞれの市街地の特性に応じて建築物の高さを定めております。

○ 一方、高さ規制を一律的に運用すると、都市の硬直化を招くため、弾力的に運用することができるよう、地区計画の中の地区整備計画に、①建築物等の用途の制限、②壁面の位置の制限、③建築物等の高さの最高限度、④建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定めた場合に、これらの制限に適合する建築計画は高度地区の高さ制限を適用除外とする仕組みと、一定の要件を満たす敷地単位の建築計画について個別に高さ基準を超えることを許容する特例許可の2つの仕組みを、当初から新景観政策の中に組み込んでおります。

今後、地区計画の活用も含め、新景観政策における高さ規制について、市民や事業者の方々に分かりやすくお示しできるガイドラインを作成し、周知してまいります。

○ また、平成23年3月に本市の景観政策の実施状況や評価などを市民にわかりやすく伝えるものとして「京都市景観白書」を発行しております。当該白書では、特例許可の事例も掲載しており、今後とも、毎年、白書に掲載したデータ等を更新しながら、これらを題材に、市民的議論を行い、実効性ある景観政策を進めてまいります。

(平成25年度予算額)

・景観形成推進事業 4,800千円

(次ページに続く)

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 6
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 3 年 3 月 「京都市景観白書」の発行 4 月 景観政策の進化の実施</p> <p>平成 2 4 年 2 月 「京都市景観白書データ集～平成 2 3 年度～」の発行 3 月 平成 2 3 年度京都市景観市民会議の開催</p>		

要 望 内 容

回 答

37. 空き家対策

平成20年住宅・土地統計調査によると、本市の空き家率は14.1%を占め、今後益々増加することが予想される。その一因となって特に問題なのは接道関係などで再建築不可となっている物件である。ローンもつかず、建築も出来ない為、使い道が閉ざされた空家は、危険家屋化している。文化政策など他事業との連携をするなど京都にふさわしい総合的な空き家対策を促進すること。

○ 袋路等の細街路が集中する密集市街地においては、法的制約により再建築等が困難であるため、家屋の適切な維持管理が行われず、これらが空き家として放置されることによって防災上の危険が増大するという状況が見られます。そのため、防災性を高めながら住宅更新等を誘導する施策を盛り込んだ「歴史都市京都の密集市街地対策等の取組方針」及び「京都市細街路対策指針」を平成24年7月に策定したところであり、今後とも、それらに基づき対策を推進してまいります。

○ 老朽危険家屋の所有者に対しては、適正な維持管理を行うよう、効果的な指導を粘り強く行っております。また、著しく危険で、周囲の安全を確保するために必要があると認められるときは、建築基準法に基づく家屋の除却等の命令を行うなど、行政代執行も視野に入れ、安心・安全の確保に全力で取り組んでまいります。

○ 平成24年度に京都市空き家対策検討委員会を設置し、既に実施中の施策を含め、他事業との連携を前提に、空き家対策条例をはじめとする「京都にふさわしい総合的な空き家対策のあり方」を取りまとめるための検討を進めております。平成25年度は、検討委員会での検討成果を踏まえ、条例の制定作業を進めてまいります。

○ また、京都市地域連携型空き家流通促進事業において、京都で活動する若手芸術家を支援することを目的に取り組んでいる若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくり事業などの他事業と連携し、掘り起こされた空き家の有効活用を図るとともに、空き家に関する情報提供や相談などを引き続き行ってまいります。

(平成25年度予算額)

・歴史都市京都における密集市街地等に関する対策の推進

22,000千円

・京都市細街路対策事業（狭あい道路整備事業含む）

12,600千円

(次ページに続く)

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	37
要 望 内 容	回 答		
	<ul style="list-style-type: none"> ・細街路対策指針に基づく道路位置指定制度の活用 5, 0 0 0 千円 【新規】 ・細街路の特性に応じた対策帳票整備事業（緊急雇用創出事業） 1, 9 7 6 千円 ・行政代執行 2 0, 0 0 0 千円 ・空き家対策の推進 3, 0 0 0 千円 ・地域連携型空き家流通促進事業 5, 0 0 0 千円 ・若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくり事業 1 9, 7 0 0 千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p><細街路対策に関する取組></p> <p>平成 2 3 年度 「歴史都市京都における密集市街地等に関する対策の推進検討会議」の設置</p> <p>平成 2 4 年度 「歴史都市京都の密集市街地対策等の取組方針」及び「細街路対策指針」の策定 「京都市細街路対策事業」の実施</p> <p><危険家屋に関する取組></p> <p>平成 2 0 年度 「東山区危険建築物対策連絡会議」の設置</p> <p>平成 2 2 年度 「京都市建築物安心安全実施計画推進会議 危険建築物対策分科会」の設置</p> <p>平成 2 4 年度 「中京区防災会議 中京区危険建物等対策部会」の設置</p> <p><空き家対策の推進></p> <p>平成 2 4 年度 「京都市空き家対策検討委員会」の設置</p> <p><地域連携型空き家流通促進事業に関する取組></p> <p>平成 2 2 年度 上京区春日学区，東山区六原学区で事業実施</p> <p>平成 2 3 年度 上記 2 地区に加え，北区紫野学区，上京区桃菌学区，西京区福西学区の 5 地区で事業実施</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	37
要 望 内 容	回 答		
	<p>平成 2 3 年度 「若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくり事業」として，東山区六原学区において，地域連携型空き家流通促進事業で掘り起こされた 2 件の空き家を芸術家の住居等に活用</p> <p>平成 2 4 年度 上記 5 地区に加え，東山区栗田学区，左京区大原学区の 7 地区で事業を実施</p>		

要 望 内 容

回 答

3 8. 公共建築物の改修計画の策定

京都市が設置した建築物および土木は、1962年～81年の20年間に大量に供給され、供用開始50年という節目の年に着実に近づいている。現行の改修も追いつかない状況で要改修時期を迎えるのは極めて財政上危険であり、「橋りょう健全化プログラム」と同様に、今から改修計画をしっかりと策定し順次進めていくこと。

- 本市の所有する建築物については、建築後30年以上を経過したものが、総延床面積の2分の1強を占めていることから、今後、大規模改修等を必要とする施設が急増し、多額の費用が必要となることが懸念されています。
このため、老朽化の進み具合、また、将来必要となる維持修繕費や施設ニーズの動向等を見込み、費用対効果の高い維持管理を年次的、計画的に進めていく必要があると認識しております。
- 平成25年度は、効率的かつ効果的な維持修繕の実施による長寿命化など、市有建築物の最適な維持管理を推進するため、保有する建築物の性能や維持修繕の経過、管理運営状況等の情報を一元的に整理・分析したうえで、「市有建築物最適維持管理計画(仮称)」(平成26年度策定予定)の骨子づくりに着手してまいります。
- 上記以外の土木施設等についても、アセットマネジメントの導入や長寿命化計画の策定により、効率的かつ効果的な維持修繕による長寿命化に努めております。
- 主要な幹線道路については、舗装アセットマネジメントの手法を活用し、平成20年度に構築した将来の補修需要をシミュレーションできるシステムを用いて、地元要望や路線の重要度を勘案しつつ取り組み、ライフサイクルコストの縮減を目指してまいります。また、道路災害危険箇所については、引き続き、災害防除工事を実施するとともに、平成24年度に着手した防災カルテの見直しについても進めてまいります。
- 排水機場については、市民の安全と社会経済活動を支える重要な設備ですが、多くが建設されてから30年以上経過しており、今後、老朽化に伴う機能低下が想定され、維持管理費も増大すると見込まれています。そのため、平成24年度に排水機場の長寿命化計画の策定を行い、今後は、この計画に基づき適切な維持修繕に努
(次ページに続く)

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 8
要 望 内 容	回 答		
	<p>めてまいります。</p> <p>○ 公園施設については、施設の安全性確保、長寿命化を図るために、10年間の維持管理計画を平成27年度までに策定する予定であり、国の補助事業により、平成21年度から計画策定に向けての取組を進めているところです。</p> <p>(平成24年度2月補正予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害防除 75,600千円 ・公園施設予備調査 16,000千円 <p>(平成25年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路維持補修 1,972,292千円 ・災害防除 512,900千円 ・排水機場維持補修 365,700千円 ・市有建築物の最適な維持管理計画策定のための調査 5,000千円【新規】 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>【舗装】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度～ 舗装の損傷度を計測する路面性状調査及び生活道路舗装点検 平成20年度 補修計画や将来の補修需要をシミュレーションできるシステムの構築 平成22年度～ 生活道路での舗装の延命化を図る試験施工 <p>【災害防除】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度 緊急輸送道路である一般国道162号及び367号について防災カルテ更新業務を実施 <p>【排水機場】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度 排水機場長寿命化維持管理計画を策定（予定） <p>【公園施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度 公園施設（遊具）概略調査（4,345基） 平成23年度 公園施設（一部遊具）長寿命化計画策定（485基） 		

要 望 内 容

回 答

39. 安心して利用できる公共施設の実現

旅客施設や公共施設におけるバリアフリーの整備は着実に進展をしている。高齢者や障がい者が、安心して街に出られるよう、公共施設や駅、道路などの段差の解消やエスカレーター・エレベーターの設置など、今後とも更なるバリアフリー化を促進すること。また、重点整備地区でのバリアフリー化の早急な実現に努力をすること。

○ 本市の公共施設については、「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」に基づき、引き続き、バリアフリー化の整備を積極的に進めてまいります。

○ 駅等のバリアフリー化については、平成23年度に策定した「「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」において、これまで技術的に困難であるとの理由から、バリアフリー化が見送られていた阪急西院駅、JR西大路駅等を含む10地区を、重点的かつ一体的に整備する重点整備地区として選定しました。

平成24年度は、JR太秦駅周辺を対象とする太秦地区及び阪急大宮駅周辺を対象とする大宮地区において移動等円滑化基本構想の策定に向けて取り組んでおり、平成25年度は、JR藤森地区、深草地区及び西院地区において、移動等円滑化基本構想の策定に向けて取り組んでまいります。

また、全体構想においては、平成32年度を目標年次として、重点整備地区のバリアフリー化整備を実施することとしており、引き続き、国、京都府及び交通事業者との連携・協調の下、着実にバリアフリー化を推進してまいります。

○ 道路については、現在、バリアフリー法に基づき、市内14地区を重点整備地区に選定し、駅と駅前広場、その他周辺道路を結ぶ経路等バリアフリー化事業を進めています。重点整備地区以外の道路についても、引き続き、「人にやさしいまちづくり要綱」に基づき、道路の新設・補修時に可能な限り歩車の分離、凸凹、段差・勾配の改善などを推進してまいります。

(平成24年度2月補正予算額)

・重点整備地区における道路のバリアフリー整備事業 40,000千円

(平成25年度予算額)

<駅等のバリアフリー化>

・駅等のバリアフリー化の推進 46,800千円【充実】
(次ページに続く)

平成 2 5 年度予算要望に対する回答		NO.	3 9
要 望 内 容	回 答		
	<p><道路のバリアフリー化> ・重点整備地区における道路のバリアフリー整備事業 1 2 9, 9 0 0 千円</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p><公共施設のバリアフリー化> 平成 2 2 年度 こころの健康増進センターほか 3 施設でバリアフリー改修を実施 平成 2 3 年度 下京区総合庁舎でバリアフリー改修を実施中</p> <p><駅等のバリアフリー化> 平成 1 4 年 1 0 月 平成 2 2 年度を目標年次とした「京都市交通バリアフリー全体構想」の策定（1 4 地区の重点整備地区の選定） 平成 1 5 年度 重点整備地区ごとの基本構想の策定（平成 2 0 年度までに 1 4 地区策定） 平成 2 2 年度 平成 1 4 年の全体構想で選定した重点整備地区の旅客施設のバリアフリー化が完了 平成 2 4 年 3 月 平成 2 3 年 7 月に設置した「京都市交通バリアフリー推進検討会議」における検討を基に、平成 3 2 年度を目標年次とした「「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」の策定（1 0 地区の重点整備地区の選定） 7 月 太秦地区及び大宮地区において基本構想の策定に向けて、「バリアフリー移動等円滑化基本構想策定連絡会議」を設置 1 1 月～1 2 月 「太秦地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」（素案）に対するパブリックコメントの実施 1 2 月 平成 2 5 年度に基本構想を策定する重点整備地区を決定（J R 藤森地区，深草地区，西院地区） 1 2 月～平成 2 5 年 1 月 「大宮地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」（素案）に対するパブリックコメントの実施</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 9
要 望 内 容	回 答		
	<p><重点整備地区における道路のバリアフリー化> 平成19年度 山科地区整備完了 平成20年度 桂地区整備完了 平成21年度 向島地区整備完了 平成22年度 嵯峨嵐山地区整備完了</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	4 0
要 望 内 容	回 答		
<p>4 0. 道路の維持管理費の増額</p> <p>経年劣化が進む市道に対しては毎年維持管理を進めて頂いているが、道路の劣化に改修が追いついていないのが現状である。特にこれからその度合いは増すことが予測できるため、予算を増額すること。</p>	<p>○ 道路は、市民生活の重要な基盤であることから、厳しい財政状況においても、安心・安全の確保の観点から、適切な維持管理に努めており、特に舗装道の補修に重点的に取り組んでおります。平成 2 5 年度は予算を増額しており、道路維持管理レベルの向上を目指してまいります。</p> <p>(平成 2 5 年度予算額)</p> <p>・道路維持補修費 1, 9 7 2, 2 9 2 千円</p>		

要 望 内 容

回 答

4 1. 駐輪場整備の促進

本市は「自転車総合計画」に基づき、積極的な自転車政策を展開している。特に不足する駐輪場対策に対しては、まちかど駐輪場の整備をはじめ着実な成果を上げている。しかし、まちなかを中心に駐輪場がまだまだ不足している。駐輪場未設置駅を中心に積極的な駐輪場の整備を進めること。

○ 放置自転車等の多い地域や駐車ニーズが見込まれる地域においては、平成 2 2 年 3 月に策定した「改訂京都市自転車総合計画」に基づき、引き続き積極的に自転車等駐車場の整備を進めるとともに、民間自転車等駐車場の整備費用の一部を助成する「京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度」を運用し、民間事業者の自転車等駐車場整備の促進を図ってまいります。

○ 民間事業者公募による路上駐輪場については、これまで 3 箇所において供用を開始しており、平成 2 5 年 3 月には烏丸今出川交差点付近での供用開始を予定しております。今後も、検討可能な箇所において、整備に取り組んでまいります。

(平成 2 5 年度予算額)

・京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度 2 8, 0 0 0 千円

(経過・これまでの取組等)

平成 2 1 年度 京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度の運用開始

改訂京都市自転車総合計画の策定

助成実績：1 0 件（自転車 4 6 3 台 バイク 1 9 4 台分）

（今出川駅、鞍馬口駅、都心部など）

平成 2 2 年度 助成実績：6 件（自転車 3 1 7 台 バイク 1 8 9 台分）

（桂駅、都心部など）

平成 2 3 年度 助成実績：1 1 件（自転車 5 7 7 台 バイク 1 2 8 台分）

（丸太町駅、清水五条駅、伏見桃山駅、都心部など）

平成 2 4 年度 助成実績：1 0 件（自転車 3 3 1 台、バイク 3 1 0 台分）（予定）

（大宮駅、阪急嵐山駅、都心部など）

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	4 2
要 望 内 容	回 答		
<p>4 2. 南部及び創造エリアにおける建築基準の緩和</p> <p>南部地域の開発は、人口増加都市を目指す京都にとって起爆剤となる戦略上重要な課題である。その為の環境整備として、創造エリア（山科，西京，南，伏見）の建築基準（建ぺい・容積率）の緩和を含む，更なる規制緩和を実施し，人口流入や企業活動のきっかけとなる環境を整備すること。</p>	<p>○ らくなん進都をはじめとする，ものづくり産業の重要な基盤となる工業の集積地や研究開発の拠点については，平成 2 4 年 2 月に策定した新たな都市計画マスタープランにおいても「ものづくり拠点」と位置付けています。このような拠点地域においては，必要に応じて，都市計画手法等を活用した支援を行い，国際競争力を高める環境整備やものづくり都市を支える活力ある工業地の形成，企業立地を推進してまいります。</p>		

要 望 内 容

回 答

43. 南部開発・高度集積地区の再開発（企業誘致）

南部開発・高度集積地区の再開発については、産学官が連携をした技術の橋渡し拠点の整備を進めるなど一定の成果を上げている。引き続き、企業誘致に向けた総合的な施策の推進をより一層に推進すること。また、誘致用地の確保については、土地所有者への奨励金制度の創設などの進展があるが、更なる誘致用地の確保に向けて、生産緑地の指定地区の見直しなど、農業委員会、都市計画局、産業観光局が一体となった取り組みを進めること。

○ 本市、京都大学、財団法人京都高度技術研究所が連携し、「京都市新価値創造ビジョン」に掲げている産学公による研究開発拠点として、最先端の大学の研究成果を事業化につなげる技術の橋渡し拠点（「高機能性化学研究開発拠点」（仮称））をらくなん進都内（伏見区治部町）に整備（平成25年11月開所予定）することで、市南部地域の魅力を高め、ものづくり企業の誘致、集積を図ってまいります。

○ らくなん進都（高度集積地区）への企業立地については、企業立地促進制度や地区計画をはじめとする都市計画手法等の活用による事業環境の整備を行うとともに、平成24年度から都市計画や建築等のハード部門と産業振興のソフト部門が一体となった企業立地総合支援窓口を開設するなど体制の強化を図ることで、更なる促進に取り組んでいるところです。

平成25年度は、企業立地促進助成制度補助金の助成対象地域の拡大や助成期間の延長などの充実を図り、本社、工場、研究所、開発拠点の新規立地や事業の拡大をより一層支援してまいります。

○ 土地所有者に対しては、訪問等を通じた今後の土地活用ニーズの把握や平成24年度から拡充した企業立地促進のための土地所有者支援事業等を活用し、更なる土地利用転換を図ってまいります。

○ らくなん進都における生産緑地は、緑のオープンスペース、防災避難空間等の機能が期待されているとともに、街路樹や河川空間と併せて、連続性のある緑の空間を形成することにより、ヒートアイランドの緩和やより魅力的な市街地環境の形成を図るうえで大きな効果が見込まれています。

今後とも、魅力的な市街地環境の形成を図りつつ、ものづくり企業の誘致・集積を図るなど、らくなん進都のまちづくりの方針に合った土地利用となるよう取り組んでまいります。

（次ページに続く）

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	4 3
要 望 内 容	回 答		
	<p>(平成 2 5 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・らくなん進都のまちづくりの推進 6, 3 9 0 千円 〔 ※ 「らくなん進都のまちづくりの推進」のうち、土地所有者支援制度について は、上記予算額とは別に、債務負担行為を設定 〕 ・企業立地促進助成制度補助金 1 7 7, 9 6 0 千円【充実】 ・技術の橋渡し拠点（「高機能性化学研究開発拠点」（仮称））の整備・運営 6 2 2, 0 0 0 千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 1 4 年 4 月 「企業立地促進助成制度」の創設（らくなん進都内に 2 1 件指定（全市 7 4 件）（平成 2 4 年 1 2 月末現在））</p> <p>平成 2 0 年 7 月 「新・京都市企業誘致推進指針」の策定</p> <p>平成 2 1 年 3 月 「企業立地促進のための土地所有者奨励金」の創設</p> <p>5 月 「らくなん進都（高度集積地区）まちづくり推進プログラム」の策定</p> <p>平成 2 3 年 7 月 経済産業省の補助金に、技術の橋渡し拠点（「高機能性化学研究開発拠点」（仮称））の整備（申請主体：財団法人京都高度技術研究所）が採択</p>		

要 望 内 容

回 答

4 4. 有害鳥獣被害防止対策の強化

山間部地域など、特に鳥獣被害が深刻な地域は、農作物への被害に止まらず、山林の老廃及びそれに伴う豪雨時の土砂流出被害、更には家屋の損壊や人的被害にまで及んでいる。各地域の被害状況に応じ、引き続き総合的な有害鳥獣被害防止対策に努めること。

- 有害鳥獣による市民生活への被害防止対策としては、住民、関係団体、京都府等との連携の下、「野生鳥獣による生活環境被害防止に係る自主防除活動事業補助金」により地域ぐるみでの追払い等の活動を支援するなど、野生鳥獣による被害の軽減に努めております。
- 有害鳥獣による農林作物への被害対策については、防除柵の設置助成などによる防除対策と猟友会等の協力による捕獲対策等を実施しております。
平成 2 4 年度からは、「地域獣害対策支援事業」の実施や、国の「鳥獣被害防止総合対策交付金」の活用により、農家による地域ぐるみの自主的な防除・捕獲対策の支援を推進しております。
- 引き続き、「京都市野生鳥獣被害対策会議」において関係局・区が相互に連絡調整し、総合的な有害鳥獣被害防止対策を推進してまいります。
- 特に市民生活や農林作物に被害を及ぼすサルについては、生息数や群れの行動パターンを把握し、人里から離れた生息地域への誘導と効果的な捕獲を図ることが必要であり、京都府特定鳥獣保護管理計画に基づき、地域の被害状況に応じた追払いや捕獲に努めてまいります。
- なお、外来生物のアライグマについては、平成 1 9 年度から捕獲に取り組んでおり、平成 2 3 年 1 月からは、「アライグマ防除対策事業」として、専門機関との連携の下、集中捕獲や生息状況調査に取り組んでいるところであり、今後も市域からの根絶を目指した取組を継続してまいります。

(次ページに続く)

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	4 4
要 望 内 容	回 答		
	<p>(平成 2 5 年度 予算額)</p> <p>< 市民生活被害対策 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 野生鳥獣による生活環境被害防止対策及び自主防除組織支援対策 5, 7 0 3 千円 <p>< 農林業被害対策 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣被害防止対策事業 8, 0 0 0 千円 ・ 有害鳥獣捕獲事業 2 0, 4 1 5 千円 ・ 有害鳥獣等許可業務 4, 2 0 6 千円 ・ 地域獣害対策支援事業 5, 4 0 0 千円 ・ 総合獣害対策モデル事業 (緊急雇用創出事業) 8 2, 0 0 0 千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 1 8 年度～ 「サルによる生活環境被害防止に係る自主防除活動事業補助金」開始 平成 2 4 年度は、山科区 1 チーム、左京区 2 チーム、西京区 (洛西) 1 チームに補助</p> <p>平成 1 9 年度～ 外来生物法に基づく防除実施計画を策定し、アライグマの捕獲開始</p> <p>平成 2 3 年 1 月 「アライグマ防除対策事業」開始 3 月 「京都市野生鳥獣被害対策会議」設置 1 0 月 「京都市鳥獣被害防止計画」の策定</p> <p>平成 2 4 年 4 月 「京都市農林作物鳥獣被害対策協議会」の設置</p> <p>【京都市農林作物鳥獣被害対策協議会】</p> <p>< 目的 ></p> <p>野生鳥獣による被害防止対策の充実・強化を図るとともに、関係機関の連携の下、総合的かつ効果的な被害防止体制を確立し、農林水産物に係る被害の軽減・防止等に資することを目的とする。</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	4 4
要 望 内 容	回 答		
	<p><構成団体> 京都市農業協同組合，京都中央農業協同組合，京都農業協同組合京北支店，京都市森林組合，京北森林組合，上桂川漁業協同組合，京都府京都林務事務所，京都府京都乙訓農業改良普及センター，京都市有害鳥獣対策協議会，京都市</p> <p>【有害鳥獣被害防止対策事業実績（電気柵，金属柵，ネット柵等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 2 2 年度 6，2 6 5 m ・平成 2 3 年度 1 2，4 0 2 m ・平成 2 4 年度（平成 2 4 年 1 2 月 1 日現在） 1 3，7 2 4 m 		

要 望 内 容

回 答

4 5. 公衆トイレの整備

公衆トイレの整備は観光、市民生活両面において重要な役割を果たしている。広告やショールームとしての利用など民間の力を活用することも視野に入れながら、着実に公衆トイレ整備計画を進めていくこと。

○ 公衆トイレの整備については、観光客の需要や地元住民の要望が多いと思われる地域を中心に、観光トイレ制度の活用と併せて進めてきたところです。今後も引き続き、平成 2 4 年度に一部の公衆トイレを対象に行った利用状況調査の結果なども踏まえて、検討を進めてまいります。

また、民間活力導入の一策として、平成 2 5 年度からの公衆トイレにおけるネーミングライツ事業の実施に向けて検討を行っております。

(平成 2 5 年度予算額)

- ・公衆トイレ整備 1 7, 5 4 0 千円

(経過・これまでの取組等)

- ・新設 きよみず快適トイレ（平成 1 9 年 1 月）、大原野（平成 2 0 年 3 月）
JR 嵯峨嵐山駅前（平成 2 1 年 1 1 月）
- ・廃止 JR 二条駅前快適トイレ（平成 2 1 年 4 月）
阪急嵐山駅前快適トイレ（平成 2 4 年 5 月）
- ・変更 きよみず快適トイレ（平成 2 4 年度内に一般公衆トイレへ改修予定）

要 望 内 容

回 答

46. 防災対策の強化

東日本大震災の教訓を踏まえ、市民の安全・安心を確保するため、公営施設や緊急輸送道路の耐震化、燃料確保、備蓄物資の見直し等の多岐に渡る防災計画の見直しが実施されているが、次年度においても、防災対策の強化に向け、全庁的に取り組むこと。

○ 防災対策総点検委員会の最終報告書を踏まえ、全庁を挙げスピード感を持って防災対策の強化に取り組んでいます。

平成25年度は、避難所指定施設等の耐震補強、民間社会福祉施設の耐震診断への助成、備蓄物資の見直し、さらには観光客等帰宅困難者対策など防災対策の強化に向け、全庁的な取組を一層進めてまいります。

(平成25年度予算額)

- ・観光客等帰宅困難者対策 14,000千円
- ・災害用備蓄物資(毛布,水)等 30,300千円【新規】
- ・避難所用備蓄物資等 69,975千円
- ・避難所指定施設等の耐震補強 32,800千円
- ・民間社会福祉施設の耐震診断助成 38,800千円

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	4 7
要 望 内 容	回 答		
<p>4 7. 消防団器具庫の耐震化</p> <p>耐震化されていない器具庫が相当数存在する。器具庫には災害に備えた数多くの装備が配置されているが、それを守る器具庫が震災時に倒壊しては意味がない。器具庫の耐震化は助成金の拡張等の取り組みがすでに実施されているが、長期貸付金制度の新設等の更なる助成制度の拡張に取り組むこと。</p>	<p>○ 消防団施設の耐震化については、消防団施設の補助金制度を優先的に活用し、耐震改修の促進を図っているところです。今後も引き続き、消防団施設を長年にわたり維持されてきた消防団や自治会等の方々に耐震改修の必要性和補助制度を周知し、耐震改修が積極的かつ計画的に進められるよう努めるとともに、耐震化促進について研究してまいります。</p> <p>(平成 2 5 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団施設新築等補助金 2 5, 0 0 0 千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 1 3 年度～平成 1 7 年度 消防団施設の耐震診断を実施。診断の結果、耐震改修が必要な施設は、5 6 施設。</p> <p>平成 1 8 年度 消防団施設の補助制度を改正し、耐震診断の結果、改修が必要とされた消防団施設の修繕に対する補助を充実(補助上限額 1 3 0 万円→3 5 0 万円, 補助率 3 分の 2 → 5 分の 4)</p> <p>平成 1 8 年度～ 耐震改修が必要な 5 6 施設のうち、2 9 施設への耐震改修を実施(平成 2 4 年 1 1 月末現在)</p>		

要 望 内 容

回 答

■教育

48. いじめ問題への対応強化

本市では、学校のいじめ問題における対応として“いじめはどの学校でも起こりうる”という観点のもと、学校長を含むすべての教員，児童生徒，その保護者，そして地域とも連携を図りながら様々な対策がなされている。しかし，いじめ問題が一つの社会問題となっている昨今，改めていじめ対応の更なる強化を図る必要がある。そのため，いじめ対応マニュアル「実践知」の不足部分の追加を含む見直し，いじめに特化したアンケートの作成などを早急に作成すること。

- 「生徒指導部長の実践知」については，今後とも，必要に応じて見直しを進めるとともに，教員研修の充実を図り，いじめなどの問題行動への対応に関する教員の力量の向上に努めてまいります。
- 全児童生徒を対象としたいじめに関するアンケートについては，いじめに特化した内容とすることや回数を増やすことなど，いじめの早期発見に向け，取り組んでまいります。

(平成25年度予算額)

・京都市子どもの規範意識を育むプロジェクトチーム 451千円

(経過・これまでの取組等)

平成22年12月 「子どもの規範意識を育むプロジェクトチーム」設置
平成23年 8月 「京都市中学校生徒会議」の開催
平成24年 8月 「京都市中学校生徒会サミット」の開催

要 望 内 容

回 答

49. 京都市・乙訓地域の公立高等学校の教育制度改革の周知

京都市・乙訓地域の公立高等学校の教育制度改革に伴い、通学圏の変更、類・類型制の見直し、選抜方法の変更等がなされることとなる。京都市は、導入時期が明確になった時点で、教育制度改革の内容の周知に向け、混乱が生じないよう説明責任を果たすこと。

○ 平成24年8月の「京都市・乙訓地域公立高等学校教育制度に係る懇談会」からの「まとめ」を踏まえ、「新たな教育制度（案）」を京都府教育委員会と共に11月に策定し、市民・府民からの意見募集や説明会を通じて多くの御意見を頂いたところです。概ね賛成あるいは新制度への期待を頂く中で、新制度の具体的な選抜方法や実施時期を早く明らかにして欲しいという意見や生徒・保護者への丁寧な周知・説明を望まれる意見が多く見られました。

○ こうした御意見を踏まえ、平成25年1月には、府・市両教育委員会において新しい教育制度を決定したところであり、今後、新制度の内容をまとめたリーフレットの発行や生徒・保護者説明会の開催など、学校現場、生徒、保護者等への丁寧な周知に努めてまいります。

また、現在、各高校においては、進路実績や部活動に留まらず、校風や地域性など様々な独自の要素を生かした特色化・魅力づくりに取り組んでおり、今後とも生徒・保護者の多様なニーズ・期待に応えるよう更なる特色づくりを推進してまいります。

(平成25年度予算額)

・市立高校かがやきプラン 55,000千円【新規】

(経過・これまでの取組等)

平成23年 6月 「京都市・乙訓地域公立高等学校教育制度に係る懇談会」設置

平成24年 8月 「まとめ」が提出

11月 「新制度（案）」に対する市民意見募集

平成25年 1月 「新制度（案）」を府・市両教育委員会にて議決

平成 2 5 年度予算要望に対する回答		NO.	5 0
要 望 内 容	回 答		
<p>5 0. 土曜学習の実施に向けて</p> <p>ゆとり教育のもとで、授業数の削減と共に土曜学習も廃止されたが、再度ゆとり教育が引き締められるなかで、児童生徒の負担は増している。本市でも土曜学習が行われているが他の自治体のそれとは異なり、学習指導要領に規定された授業ではない。そのため授業時間を補完できるものとなっていない。三学期制の統一的復活と共に授業時間の補完的役割を担う土曜学習を行うこと。</p>	<p>○ 本市では、学期の区分や長期休業期間の弾力化などにより、全国トップレベルの年間205日以上授業日数を確保し、これまでから国の定める標準を大幅に上回る授業時数を確保しており、土曜日に授業時間を補完することなく、新学習指導要領に基づく教育課程を円滑に実施しております。</p> <p>なお、各校において創意工夫を生かした教育活動を展開し、児童・生徒の学習指導・評価等を適切に行うとともに、その結果を適宜、児童・生徒・保護者と共有・活用する観点から、各校で学期を区分しないことも選択可能としております。</p> <p>○ また、平成20年度から、学校週5日制の趣旨を踏まえ、子どもたちの学習機会の充実や、家庭学習・自学自習の習慣の育成を目指し、学校運営協議会や保護者、地域や学生のボランティア等の参画の下、土・日・祝日など学校休業日を活用し実施している「土曜学習」については、平成23年度からは全小・中学校で行い、個々の児童・生徒の学習課題に焦点化した柔軟な指導等を実施しており、他都市で行われている土曜授業と同等以上の効果を挙げております。</p> <p>○ 今後とも、他都市の動向も踏まえ、土曜学習の取組をはじめとする教育活動の充実に努めてまいります。</p> <p>(平成25年度予算額) ・土曜学習の実施 83, 182千円</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成20年度 小学校72校、中学校26校で土曜学習を実施 平成21年度 小学校全校、中学校60校で土曜学習を実施 平成22年度 小学校全校、中学校68校で土曜学習を実施 平成23年度～ 小・中学校全校で土曜学習を実施（不登校生徒の学習支援を目的とする洛風中・洛友中は除く）</p>		

要 望 内 容

回 答

5 1. 小学校三学期制の統一的復活の検討

京都市では、学期の区分について平成 2 3 年度より各校の裁量に応じて学期の区分を選択できる仕組みとなっている。しかし、二学期制は定期考査の回数も少なく、考査ごとの期間も空くため、学力の低下につながるの見方も少なくない。二学期制導入自治体でも廃止が相次いでいる。そのため、小学校三学期制の統一的な復活をすること。

○ 学期の区分については、新学習指導要領の趣旨・内容及び児童・生徒や地域、学校等の実態を踏まえて、各校において創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、児童・生徒の学習指導・学習評価等の期間を週時間数の多少によって適切に行えるようにし、その結果を適宜、児童・生徒・保護者と共有・活用する観点から、平成 2 3 年度から各校において学期の区分を選択しないことも可能としております。

○ そのうえで、各学校においては、学期の区分等に捉われず、教科等の必要に応じて試験回数や保護者懇談の回数を増やすなど、子どもたちの学力の定着・向上に努めております。

○ なお、本市では、児童・生徒に確かな学力を保障するため、全ての小・中学校において全国トップレベルの 2 0 5 日以上 の 授 業 日 数 を 確 保 し、京都市立学校教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づいた指導と評価を行っております。

○ また、独自に開発し、他都市に例を見ない自学自習を支援する小学校の「プレジョイントプログラム」や「ジョイントプログラム」、中学校の「学習確認プログラム」を実施して、学力向上に努めております。

（経過・これまでの取組等）

平成 1 4 年度以前 三学期制

平成 1 5 年度 学校長の判断で二学期制を導入できることとする。

平成 1 8 年度 全小・中学校で二学期制

平成 2 3 年度 学期の区分を二学期としつつも、校長は学校運営上必要があるときは、教育委員会と協議のうえ、学期を区分しないことができることとする。

要 望 内 容

回 答

■被災地支援

5 2. 被災地支援の強化に向けて

東日本大震災の復興支援は、現在も派遣中職員が現場での支援活動がなされており大変心強い。また、京都市在住の被災者対策についても、引き続き市営住宅等の提供、雇用対策など、新たな生活に踏み出すための後押しに努めること。

○ 被災地支援については、発災直後から、緊急消防援助隊や医療チームを被災地に派遣するとともに、救援物資搬送や給水車の派遣をするなど、積極的な支援を行ってまいりました。

今後も、被災地からの要請に基づき、中長期的な職員の派遣などの支援を継続的に行ってまいります。

また、東日本大震災等により本市に避難して来られた被災者（自主避難者含む）に対しては、生活、福祉、検診、雇用等に関するきめ細かな情報提供や相談対応等を実施しております。

○ 市営住宅等の提供については、応急的措置として、入居から3年間無償で行っております。

無償での入居期間終了後については、今回の大震災で住宅を失われた方に加え、市営住宅条例の改正により、福島原子力発電所事故に伴う避難指示区域に居住されていた方にも、引き続き市営住宅に正式に入居していただける措置を講じたところです。

今後、入居中の被災者の全世帯を戸別に訪問し、生活の状況をしっかりと把握したうえで、市営住宅への入居の手続きを進めるとともに、民間住宅の入居を希望される方については、これまでから善意で御協力いただいている地元の不動産事業者を通じて、民間の賃貸住宅を紹介してまいります。

○ 雇用対策については、国の交付金を活用した緊急雇用創出事業において、震災等緊急雇用対応分野を中心に、東日本大震災の被災者を対象とした求人募集に努めるとともに、本市に避難して来られた被災者に対して、毎月、当該事業の求人募集情報を提供しております。

(次ページに続く)

平成 2 5 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	5 2
要 望 内 容	回 答		
	<p>○ また、京都へ避難して来られた被災者に対して、仕事と生活に係る相談、情報提供を行うため、京都府、京都労働局、経済・労働団体等と連携して、平成23年3月31日に、「東日本大震災関連就職支援等特別窓口」を京都ジョブパークに開設し、就労から生活に至るまで、きめ細やかな支援を実施しております。</p> <p>○ 今後とも、被災地の復興状況や国の動向を注視しながら、可能な支援を講じてまいります。</p> <p>(平成25年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難者への情報提供事業 7 5 2 千円 ・ 被災者向け住宅情報センター運営 2 6, 5 0 0 千円 		

要 望 内 容

回 答

■交通

53. 地下鉄5万人増計画達成に向けた取り組み

交通局はコトチカ事業など積極的な施策に取り組み、着実な成果を挙げている。しかしながら、地下鉄5万人増計画は、計画後半時において大幅な増客を想定しているため、引き続き大胆な施策に取り組むこと。

- 副市長をトップに全局区長等で構成する「京都市地下鉄5万人増客推進本部」の下、市民生活の向上や活力あるまちづくりにつながる地下鉄事業の充実と利用促進に向け、全庁体制で取り組んでいます。
- 増客目標の達成のためには、駅空間の魅力をアップさせるコトチカの充実など徹底したお客様目線に立った利便性の向上、山ノ内浄水場や東部クリーンセンターの跡地活用、岡崎地域、三条京阪の活性化など沿線地域での民間活力を活かした賑わいあるまちづくりの推進、オール京都の取組による公共交通優先の「歩くまち・京都」の推進が重要であり、こうした取組を一つ一つ積み重ね、市民の積極的な協力も得ながら、地下鉄5万人の増客目標の達成に向け、強い決意で取り組んでまいります。

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	5 4
要 望 内 容	回 答		
<p>5 4. 更なる地下鉄の業務圧縮を</p> <p>地下鉄も経営改革を着々と進めていることは率直に評価したいが、地下鉄財政は依然として厳しい中で、更なる義務的経費の圧縮が求められる。電車の無人運転化の検討や駅ごとの職員配置計画の見直しなど、更なる人件費圧縮に取り組むこと。</p>	<p>○ 地下鉄の無人運転の実施は、安全を確保するための車両及び施設の大規模な改修が必要であることから困難です。</p> <p>駅ごとの職員配置については、これまでから点検、見直しを行い、旅客数や駅の特性に応じた必要最小限の人員配置としております。引き続き、安全面や旅客サービス等を考慮しつつ、業務の効率化等を推進し、人件費抑制に努めてまいります。</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	5 5
要 望 内 容	回 答		
<p>■水道</p> <p>5 5. 水道の開閉栓業務の廃止</p> <p>本市は水道の開閉栓業務は無断使用の防止を主な目的として実施している。しかし、東京都や神戸市では水道の開閉栓業務を実施していない。2ヶ月に1回の水道メータの検針で無断使用のチェックが出来るためである。本市も水道の開閉栓業務の廃止を検討すること。</p>	<p>○ 水道の開閉栓業務については、水道の元栓を締める際にキャップを取り付けることにより、無届使用を防止するとともに、使用者の開始指示数及び使用実績を明確にすることでトラブル防止と料金徴収の公正性及び公平性を確保するために必要な作業であると考えております。</p> <p>○ 開閉栓業務の執行体制については、次期経営計画の中で見直しを図ることとしており、水道使用開始時及び休止時の現地におけるバルブ開閉作業については順次委託化を図り、効率的に業務を執行していくこととしております。</p>		

要 望 内 容

回 答

5 6 . 水道料金の徴収業務にかかるコスト削減

水道事業は、今後さらに水道使用量が減っていく状況の中で、老朽化した鉛製配水管の取り替え等インフラ整備を進めながら安定的なサービスの提供を維持が求められている。そのうえで、徴収業務の委託拡大など、現在水道料金の徴収業務にかかっているコスト削減に取り組むこと。

- 料金未納者に対する徴収業務については、上下水道料金の負担の公平性を図り、収入を確実に確保するために、厳正かつきめ細やかな対応をしながら業務を執行することで、徴収率は件数で99.7%、金額で99.8%と大都市の中でも高い徴収率を達成しております。
- 現状の徴収業務については、料金徴収の効果が高い訪問督促業務を委託し、更に面談できない場合には委託単価を減額してインセンティブを働かせるなど、常に業務の効率化とコスト削減を図っております。今後も引き続き、上下水道料金の負担の公平性を図りながら、コスト削減を実施するよう検討を行ってまいります。

平成 2 5 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	5 7
要 望 内 容	回 答		
<p>5 7. 老朽管の早期更新にむけて</p> <p>西京区での大規模な事故が象徴するように、京都市の水道管老朽化は深刻な状況にある。市民の安心な暮らしを直接的に脅かす深刻な課題であることから、早急に更新作業を進めること。</p>	<p>○ 「京（みやこ）の水ビジョン」に基づき、昭和 3 0 年代後半から 4 0 年代中頃までに布設された初期ダクタイル鋳鉄管の布設替えを計画的に実施しております。老朽化した配水管の更新については、次期経営計画において重点項目に位置付け、大幅なスピードアップを図ります。本計画に基づき、配水管の更新率を現行の 0. 5 % から段階的に引き上げ、平成 2 9 年度には 1. 2 % まで、更にその後には 1. 5 % 以上を目指します。</p> <p>○ なお、洛西地域における酸性土壌による水道管腐食が予想される一帯においては、平成 2 5 年度末の完成を目指して、引き続き、老朽管の布設替えを実施してまいります。</p> <p>（平成 2 5 年度予算額） ・ 上水道施設整備事業 1 1, 0 0 0, 0 0 0 千円【充実】</p> <p>（経過・これまでの取組等） 平成 2 0 年 2 月 「上水道施設整備事業計画（平成 2 0 年度～平成 2 4 年度）」の策定 平成 2 1 年 水道事業に係る「老朽管更新事業」国庫補助金交付決定</p>		

要 望 内 容

回 答

■ 地域要望

5 8. 高瀬川周辺の環境整備

高瀬川の維持管理・整備を進めると共に、地域の要望をしっかりと取り入れた形で、電柱地中化も含めた計画を策定、実施すること。

- 高瀬川の再生に向けては、平成 2 3 年度に、一之船入付近から四条通までの詳細設計を行い、平成 2 4 年度は一之船入付近から御池通までの改修工事を実施しております。平成 2 5 年度は、御池通から三条通までの改修工事を予定しております。
- 改修工事と併せて、観光振興、景観の視点から、歩道の破損箇所の補修や周辺付属物の更新等を実施しております。また、毎年、除草、浚渫を行うとともに、四条～五条間においては、歴史ある護岸の保全のため、根固め工（川を流れる水により川底や堤防が削られることを防ぐ工事）を実施してまいります。
- なお、応急的な水枯れ対策としては、水源を管理する京都府とも連携しながら、取水口等の清掃など、水量の確保に取り組んでまいります。
- 高瀬川周辺の無電柱化については、現在着手候補路線に入っておらず、他に整備を優先すべき無電柱化候補路線が数多くあることから、その整備は長期の検討課題であると考えております。

（平成 2 5 年度予算額）

・高瀬川再生プロジェクト（御池通～三条通） 7 6, 1 0 0 千円

（経過・これまでの取組等）

平成 2 2 年度 漏水対策調査実施

平成 2 3 年度 詳細設計（一之船入付近～四条通）

平成 2 4 年度 改修工事（一之船入付近～御池通）

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	5 9
要 望 内 容	回 答		
<p>5 9 . 二条城周辺の歩道環境の整備</p> <p>二条城周囲の歩道はウォーキングやランニングの場としても機能している。このような役割を考慮し、曲り角の安全対策を進めると共に、景観に配慮した照明の設置をすること。</p>	<p>○ 二条城は、世界文化遺産であり、歴史遺産型美観地区にも指定されている地域であることから、歩道改築やカーブミラー、照明灯の設置については、文化庁など関係機関と協議を進めてまいります。</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	6 0
要 望 内 容	回 答		
<p>6 0. 御前通八条下ルの J R 高架下の通行環境の整備</p> <p>御前通八条下ルの J R 高架下の通路が狭く、歩行者あるいは自転車の移動に危険を来たしている。歩行者や交通弱者が安心して通行できる環境を整備すること。特に、構内が暗いため、通行に不安がともなう。街灯の増設等で明るく、安心して通行できる環境を整備すること。</p>	<p>○ 御前通八条下ルの J R の高架下の拡幅整備については、鉄道施設の改良が必要となり、多額の費用を要することから、本市の厳しい財政状況の下では、早期の事業化を図ることは困難な状況ですが、歩行者の安全対策として、順次、照明灯の更新を行うなど、引き続き、安心して通行できる環境を整備してまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照明灯の更新 平成 2 1 年度 6 灯 平成 2 2 年度 8 灯 平成 2 3 年度 1 3 灯 		

平成25年度予算要望に対する回答		NO.	61
要 望 内 容	回 答		
<p>61. JR西大路駅のバリアフリー</p> <p>JR西大路駅は1日乗降客数が約3万人と、京都市内のJRの駅の中で、京都駅、山科駅について乗降客数の多い駅である。しかしながら、バリアフリー化が進んでいない。また、構内もせまく車椅子等の移動に困難を来している。早急にバリアフリー化を進めること。</p>	<p>○ 平成23年度に策定した「「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」において、これまで技術的に困難であるとの理由から、バリアフリー化が見送られていたJR西大路駅を含む10地区を、重点的かつ一体的に整備する重点整備地区として選定し、順次、「移動等円滑化基本構想」の策定に取り組んでおります。</p> <p>○ JR西大路駅のバリアフリー化については、大阪方面行きホームの上部を運行している東海道新幹線の安全運行に支障を及ぼさないよう整備を行うため、交通事業者が技術的な検討、調査、協議等を行っているところです。多くの乗降客が利用される駅であり、早期にバリアフリー化を実施するよう交通事業者に働き掛けてまいります。</p> <p>(平成25年度予算額)</p> <p>・ 駅等のバリアフリー化の推進 46,800千円【充実】</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成14年10月 平成22年度を目標年次とした「京都市交通バリアフリー全体構想」の策定(14地区の重点整備地区の選定)</p> <p>平成15年度 重点整備地区ごとの基本構想の策定(平成20年度までに14地区策定)</p> <p>平成22年度 平成14年の全体構想で選定した重点整備地区の旅客施設のバリアフリー化が完了</p> <p>平成24年 3月 平成23年7月に設置した「京都市交通バリアフリー推進検討会議」における検討を基に、平成32年度を目標年次とした「「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」の策定(JR西大路駅を含む10地区の重点整備地区の選定)</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	6 2
要 望 内 容	回 答		
<p>6 2. 左京区役所の交通アクセスの向上</p> <p>左京区役所の移転に伴い、区役所来庁者の交通アクセスの不便さを解消するべく、市バス新路線の設置を検討されたい。ないしは、松ヶ崎駅と高木町バス停を循環するシャトルバスの設置をすること。</p>	<p>○ 左京区総合庁舎へのアクセスについては、平成 2 3 年 3 月に実施したダイヤ改正において、旧庁舎のあった吉田地区からはもとより、岩倉・上高野方面からのアクセスについても考慮して、可能な限り公共交通を利用して来庁できるよう市バス 6 5 号系統の経路を、「左京区総合庁舎前」を通る経路に変更するとともに、京都バスとも連携し、来庁される皆様の利便性確保に努めてまいりました。</p> <p>また、更なる市バスの利便性向上の観点から、関係局区が協議を重ねた結果、平成 2 5 年 3 月に予定するダイヤ改正において、現在、北行のみ「左京区総合庁舎前」へ運行している 4 号系統の一部を、南行でも運行することとし、更なるアクセスの充実を図ってまいります。</p>		

平成 2 5 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	6 3
要 望 内 容	回 答		
<p>6 3. 左京地域体育館の早期着工</p> <p>左京地域体育館建設については次年度基本設計が予定されているが、未だに予定地にある自転車の保管場所の移転が決まっていない。予定通り着工できるように取り組みを進めること。</p>	<p>○ 左京区における新体育館の整備については、平成 2 5 年度において、宝が池公園球技場南側の遊休地における宝が池公園体育館（仮称）の整備に向け、候補地の状況調査、施設の基本概念・基本図面の作成、各種法規制への対応等の基本調査を実施します。</p> <p>また、当該候補地は現在、放置自転車の保管所（宝が池保管所）として使用しており、この保管所の移転先の確保や整備財源の確保等様々な課題がありますが、引き続き、今後の整備に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>（平成 2 5 年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宝が池公園体育館（仮称）整備に係る基本調査 5, 0 0 0 千円【新規】 		